0 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準(平成十八年農林水産省告示第四号)

附則	第八章 (略)	第一節~第六節 (略)	第七章 マーケット・リスク	十七条の五)	第三節 先進的リスク測定方式(第二百四十七条の四・第二百四	第二節 標準的リスク測定方式 (第二百四十七条の三)	第一節 算出方式 (第二百四十七条の二)	第六章の二 CVAリスク	第六章 (略)	第四節 (略)	第八款 その他資産等 (第百五十五条—第百五十五条の三)	第一款〜第七款の二(略)	第三節 信用リスク・アセットの額の算出	第一節・第二節 (略)	第五章 信用リスクの内部格付手法	第一章~第四章 (略)	目次	改正案
附則	第八章 (略)	第一節~第六節 (略)	第七章 マーケット・リスク					(新設)	第六章 (略)	第四節 (略)	第八款 その他資産等 (第百五十五条)	第一款〜第七款の二(略)	第三節 信用リスク・アセットの額の算出	第一節・第二節(略)	第五章 信用リスクの内部格付手法	第一章~第四章 (略)	目次	現

(定義)

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、 号に定めるところによる。 当該各

株式等エクスポージャー 次に掲げるものをいう。

(略)

口 資本調達手段と同様の仕組みの金融商品 金融機関のTi er1資本の額又は基本的項目に算入される

ハ・ニ

九~二十八

二十九 事業法人向けエクスポージャー 法人、信託、事業者たる 個人その他これらに準ずるもの(以下「事業法人」という。)に 対するエクスポージャー (ソブリン向けエクスポージャー又は金

融機関等向けエクスポージャーに該当するものを除く。)をいう

三十 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャ

イ〜ニ (略)

土地開発公社、 地方住宅供給公社及び地方道路公社向けエク

スポージャー

(定義)

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、 号に定めるところによる。 当該各

一~七 (略)

八 株式等エクスポージャー 次に掲げるものをいう。

(略)

口 組みの金融商品 金融機関の基本的項目に算入される資本調達手段と同様の

ハ・ニ

九~二十八

二十九 事業法人向けエクスポージャー 個人その他これらに準ずるもの(以下「事業法人」という。)に 対するエクスポージャーをいう。 法人、信託、事業者たる

三十 ソブリン向けエクスポージャー ーをいう。 次に掲げるエクスポージャ

イ〜ニ (略)

ホ 土地開発公社 法律第百二十四号)に規定する地方住宅供給公社をいう。 じ。)、地方住宅供給公社 七年法律第六十六号)に規定する土地開発公社をいう。 (公有地の拡大の推進に関する法律 (地方住宅供給公社法 (昭和四十年 (昭和四十 以下同

へ~チ (略)

信用基金協会をいう。以下同じ。)向けエクスポージャーリー信用保証協会等(信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業

三十一

金融機関等向けエクスポージャー

次に掲げるエクスポ

ジャーをいう。

イ 金融機関(第六号ロに掲げる者を除く。次号イ⑴において同

じ。)に対するエクスポージャー

口 (略)

ハ 国際開発銀行に対するエクスポージャー (前号トに掲げるも

のを除く。)

ニ~へ (略)

人等向けエクスポージャーのうち、次に掲げる者に対するエクス三十一の二 大規模規制金融機関等向けエクスポージャー 事業法

ポージャーをいう。

イ 大規模規制金融機関(次に掲げる者をいう。ロ②において同

向けエクスポージャー律第八十二号)に規定する地方道路公社をいう。以下同じ。)律第八十二号)に規定する地方道路公社をいう。以下同じ。)及び地方道路公社(地方道路公社法(昭和四十五年法

へ〜チ (略)

IJ 同じ。 用基金協会(中小漁業融資保証法 二百四号) 農業信用基金協会 十六号)に規定する漁業信用基金協会をいう。 八年法律第百九十六号)に規定する信用保証協会をいう。 信用保証協会等 向けエクスポージャー に規定する農業信用基金協会をいう。 (農業信用保証保険法 (信用保証協会 (信用保証協会法 (昭和二十七年法律第三百四 (昭和三十六年法律第)をいう。以下 及び漁業信 (昭和二十

イ 第六号に規定する金融機関(同号ロに掲げる者を除く。)にジャーをいう。 ニー 金融機関等向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポー

対するエクスポージャー第六号に規定する金融機関(同号ロに掲げる者を除く。

口 (略)

スポージャーハー国際開発銀行(前号トに掲げるものを除く。)に対するエク

ニ~へ (略)

(新設)

| Ľ

ドルに相当する額以上である者 項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。) であっ はこれらに準ずる外国の者をいう。 法第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社若しく 同条第十六項に規定する保険持株会社若しくは金融商品取引 引業者若しくはこれらに準ずる外国の者又は銀行持株会社、 する少額短期保険業者をいう。 てその連結貸借対照表の資産の部に計上した額が千億合衆国 下同じ。)若しくは少額短期保険業者(同条第十八項に規定 法律第百五号)第二条第二項に規定する保険会社をいう。 規制金融機関 (金融機関、 保険会社 若しくは第一種金融商品取 以下この号、第八条第六 (保険業法 (平成七年

項に規定する子法人等をいう。以下同じ。) 三年政令第二百八十五号。以下「令」という。) 第八条第二2 (1)に掲げる者の子法人等(農林中央金庫法施行令(平成十

ロ 非規制金融機関(金融業、保険業その他の業種に属する事業 ロ 非規制金融機関(金融業、保険業その他の業種に属する事業として営む者(これに準ずる外国の者を含む。)

② 大規模規制金融機関(規制金融機関を除く。

三十二~四十六 (略)

三十二~四十六 (略)

ものをいう。
林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に担保として供された四十七 適格債権担保 次の要件の全てを満たす債権であって、農

イ・ロ (略)

の相関関係の高いものに対する債権ではないこと。
る関連法人等をいう。以下同じ。)その他債務者とデフォルトハ 債務者の子法人等又は関連法人等(令第八条第三項に規定す

四十八~五十一(略)

五十二 購入事業法人等向けエクスポージャー 内部格付手法を採五十二 購入事業法人等向けエクスポージャーをいう。

立資本比率をいう。)の算出に当たり連結の範囲に含まれるもの己資本比率をいう。)の算出に当たり連結の範囲に含まれるもの己資本比率をいう。)の第出に当たり連結の範囲に含まれるもの。

五十三~六十六 (略)

一の元利払いに不足する事態に対応するための信用供与(コミッより裏付資産に係るキャッシュ・フローが証券化エクスポージャの元利払いのタイミングのミスマッチその他これに類する事由にッシュ・フローを受け取るタイミングと証券化エクスポージャー六十七 適格流動性補完 証券化目的導管体が裏付資産に係るキャ

林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に担保として供された四十七 適格債権担保 次の要件の全てを満たす債権であって、農

イ・ロ (略)

ものをいう。

まとデフォルトの相関関係の高いものに対する債権ではない (同条第三項に規定する関連法人等をいう。) 又は関連 法人等(同条第三項に規定する子法人等をいう。) 又は関連 ではない。) 又は関連

四十八~五十一 (略)

五十二 購入事業法人等向けエクスポージャーをいう。以下同じ。)が第三者から譲り受けた事業法人等向けエクスポーの子法人等(農林中央金庫法施行令(平成十三年政令第二百八十の子法人等(農林中央金庫法施行令(平成十三年政令第二百八十の子法人等(農林中央金庫という。)が第三者から譲り受けた事業法人等(農林中央金庫ジャーをいう。

五十三~六十六 (略)

一の元利払いに不足する事態に対応するための信用供与(コミッより裏付資産に係るキャッシュ・フローが証券化エクスポージャの元利払いのタイミングのミスマッチその他これに類する事由にッシュ・フローを受け取るタイミングと証券化エクスポージャー六十七 適格流動性補完 証券化目的導管体が裏付資産に係るキャ

る性質を全て満たすものをいう。同じ。)及び債権買取契約を含む。)であって、かつ、次に掲げトメント(スタンドバイ契約、クレジットライン等をいう。以下

- ・ 口 (略)

的に無条件に実行されるように仕組まれたものでないこと。のではなく、かつ、実際の資金需要と無関係に定期的又は継続ハ 信用供与を実行する以前に生じた損失の補塡に利用されるも

二~ ト (略)

六十八~七十一 (略)

(ロ評価額との差額をいう。以下同じ。)が変動するリスクをいうで、取引相手方の信用リスクを勘案する場合における公正価で、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合における公正価値に、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合における公正価値で、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合における公正価値で、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合における公正価値で、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合における公正価値では、取引を関する。

七十二・七十三 (略)

)をいう。
う。第七十六号、第百三十五条第八項及び第七章において同じ。
格付が変動した場合に資産の価格の変動を引き起こすリスクをい格付が変動した場合に資産の価格の変動を引き起こすリスク(

。以下同じ。)について売買双方の流動性のある市場を有する証等(第二十八号において指定している複数の法人又は資産をいう七十五。コリレーション・トレーディング。裏付資産又は参照資産

る性質を全て満たすものをいう。同じ。)及び債権買取契約を含む。)であって、かつ、次に掲げトメント(スタンドバイ契約、クレジットライン等をいう。以下

イ・ロ (略)

的に無条件に実行されるように仕組まれたものでないこと。のではなく、かつ、実際の資金需要と無関係に定期的又は継続ハー信用供与を実行する以前に生じた損失の補填に利用されるも

〜ト (略)

六十八~七十一 (略)

(新設)

七十二・七十三(略)

う。第七十六号及び第七章において同じ。)をいう。格付が変動した場合に資産の価格の変動を引き起こすリスクをい七十四 追加的リスク デフォルト・リスク及び格付遷移リスク (

。以下この号、第二百七十九条の六及び第二百七十九条の七にお等(第二十八号において指定している複数の法人又は資産をいう七十五 コリレーション・トレーディング 裏付資産又は参照資産

労の関係を発揮するポジションをいう。おいり、再証券化取引を除く。)であって、全ての裏付資産又は参照資産等が単一の債務者に係る債権であるポジション(単一の債務者に係るクレッジット・デリバティブ(証券化エクスポージャーを参照するデリバテル・デリバティブ(証券化工クスポージャーを参照するデリバテル・デリバティブ(証券化取引を除く。)又は特定順位参照型クレジッカンをいり。

七十六(略)

第二章 連結自己資本比率

(連結自己資本比率の計算方法)

該各号に定めるところによる。 一次のところによる。 一次のという。)は、次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当 一次のを発生ではいて「連結自己 一次のを発生ではいて「連結自己 一条第二号に定める基準(以下この章において「連結自己 ではいが、という。

について、四・五パーセント以上とする。 連結普通出資等Tier1比率 次の算式により得られる比率

普通出資等Tier1資本の額(普通出資等Tier1 資本に係る基礎項目の額ー普通出資等Tier1資本に

係る調整項目の額)

信用リスク・アセットの額の合計額+マーケット・リスク相当

いて同じ。)について売買双方の流動性のある市場を有する証券いて同じ。)について売買双方の流動性のある市場を有する証券に同じ。)にあって、全ての裏付資産又は参照資産等が単一のできない。)であって、全ての裏付資産又は参照資産等が単一のであ者に係る債権であるポジション(単一の債務者に係るクレジット・デリバティブ(証券化エクスポージャーを参照するデリバティンを除く。)又は特定順位参照型クレジット・デリバティブ(証券化工クスポージャーを参照するポジションをいう。

1十六 (略)

第二章

連結自己資本比率

(算式)

第 金庫法 が適当であるかどうかの基準 六条第二号に規定する子会社等をいう。)の自己資本の充実の状況 いう。)は、 条 のうち同号に定める基準 上とする。 農林中央金庫又は農林中央金庫及びその子会社等 (平成十三年法律第九十三号。 次の算式により得られる比率について、ハパーセント (次条において (以下「自己資本比率基準」という。 以下 「法」という。 「連結自己資本比率」と (農林中央 第五十

自己資本の額(基本的項目+補完的項目+準補完的項目

一控除項目)

信用リスク・アセットの額の合計額+マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額+オペレーショナル

額の合計額を八パーセントで除して得た額+オペレーショナル

- ・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額
- 六パーセント以上とする。 一 連結Tier1比率 次の算式により得られる比率について、

Tier1資本の額(普通出資等Tier1資本の額+ その他Tier1資本の額(その他Tier1資本に係 る基礎項目の額-その他Tier1資本に係る調整項目の額))

<u>の額))</u> 信用リスク・アセットの額の合計額+マーケット・リスク相当

個の合計額を八パーセントで除して得た額+オペレーショナル ・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

総自己資本の額(Tier1資本の額+Tier2資本の額(Tier2資本に係る基礎項目の額-Tier2 資本に係る調整項目の額))

信用リスク・アセットの額の合計額+マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額+オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

(連結の範囲)

算出するものとする。この場合において、農林中央金庫の連結財務第三条 連結自己資本比率は、農林中央金庫の連結財務諸表に基づき

・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額

(連結の範囲)

算出するものとする。この場合において、農林中央金庫の連結財務|第三条 連結自己資本比率は、農林中央金庫の連結財務諸表に基づき|

号口において「金融子会社」という。)については、 社を子会社としている場合における当該子会社 」という。)に基づき作成することとする。ただし、農林中央金庫 諸表については、 規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。 が法第七十二条第一項第一号から第八号まで又は第十号に掲げる会 (昭和五十一年大蔵省令第二十八号。 連結財務諸表の用語、 様式及び作成方法に関する 以下 「連結財務諸表規則 (第八条第八項第一 連結財務諸表

(マーケット・リスク相当額不算入の特例

第四条 号に定める要件を満たす場合には、 リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額(以下「マ ケット・リスク相当額に係る額」という。)を算入しないことが 農林中央金庫が次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 第二条各号の算式にマーケット 当該各

農林水産省令第十六号。 同じ。)を設けた場合 いう。)第六十五条第一項に規定する特定取引勘定をいう。 特定取引勘定 おける特定取引勘定の資産 率の算出を行う日 る資産及び第一 直近の期末 (農林中央金庫法施行規則 (中間期末を含む。 一百四十七条の三第一 (以 下 次に掲げる条件の全てを満たす場合 第十条第一 「算出基準日」という。 (証券化取引を目的として保有して 一項第二号において「規則 以下同じ。)から自己資本比 項又は第二百四十七条の (平成十三年内閣府)までの間に 以 _ と

> 規則 」という。)に基づき作成することとする。ただし、農林中央金庫 社を子会社としている場合における当該子会社 が法第七十二条第一項第一号から第八号まで又は第十号に掲げる会 諸表については、連結財務諸表の用語、 条第二項の規定を適用しないものとする。 いて「金融子会社」という。)については、 (昭和五十一年大蔵省令第1 一十八号。 様式及び作成方法に関する 以下「連結財務諸表規則 連結財務諸表規則第 (第八条第 項にお

(マーケット・リスク相当額不算入の特例

第四条 リスク相当額に係る額を算入しない場合には、 除して得た額(以下「マーケット・リスク相当額に係る額」という 二条の算式にマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで してはならない。)を算入しないことができる。 農林中央金庫が次の各号に掲げる要件を満たす場合には、 ただし、 当該算式にマーケット 準補完的項目を算入 第

同じ。)を設けた場合 いう。)第六十五条第一項に規定する特定取引勘定をいう。 農林水産省令第十六号。 特定取引勘定 (農林中央金庫法施行規則 次に掲げる条件の全てを満たす場合 第十条第二項第二号において (平成十三年内閣 「規則」 府

1 率 11 おける特定取引勘定の資産 -の算出を行う日 直近の期末 る資産を除く。 (中間期末を含む。 以下同じ。) (以 下 「算出基準日」という。)までの間に (証券化取引を目的として保有して 及び負債の合計額のうち最も大 以下同じ。)から自己資本比

ントに相当する額未満であること。 が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十パーセが、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十パーセ引を除く。以下同じ。)及び負債の合計額のうち最も大きい額四第一項に規定するCVAリスク相当額の算出に反映された取

1 ()

イ・ロ (略)

(普通出資等Tier1資本の額)

係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。 第五条 第二条第一号の算式において、普通出資等Tier1資本に

の予定額をいう。以下同じ。)を除く。) 一 普通出資に係る会員勘定の額(外部流出予定額(剰余金の配当

二 その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額

2 第二条第一号の算式において、普通出資等Tier1資本に係る三 普通出資等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額

調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一次に掲げる額の合計額

パーセントに相当する額未満であること。きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十

口 (略)

ク相当額に係る額を算入していないこと。 直近の算出基準日において
第二条の算式
にマーケット・リス

特定取引勘定を設けていない場合 次に掲げる条件の全てを満

たす場合

イ・ロ

(略)

ク相当額に係る額を算入していないこと。 直近の算出基準日において第二条の算式にマーケット・リ

(基本的項目)

第五条 剰余金の配当の予定額をいう。 額金をいう。 号及び第六号に掲げるものを除く。 的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、 まで純資産の部に繰り延べる方法をいう。 価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差 連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他 手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識される 第二条の算式におい ただし 繰延ヘッジ会計 て基本的項目の額は、 以下同じ。 (時価評価されているヘッジ その他有価証券評価差損 以下同じ。 並びに次条第 外部流出予定額 会員勘定 を適用する (非累積 項第四

次に掲げる無形固定資産の額の合計額

- (1) 条第五項の規定によりのれんに含めて表示される差額に相当 第八号に規定する持分法をいう。 機関等をいう。)であって持分法 するものをいう。 (他の金融機関等 無形固定資産 が適用される者に係る差額 を含む。 $\widehat{\mathcal{O}}$ (第八条第六項第一号に規定する他の金融 の額 をいう。 れんに係るものに限り、 第十条第二項第一号へにおいて (連結財務諸表規則第二十八 第九条第一項において同じ (連結財務諸表規則第1 のれん相当差額 二条
- (2)無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ラ
- 口 繰延税金資産 イツに係るものを除く。 (一時差異に係るものを除く。 0)
- 価差額を除く。 計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評 評価差額が前項第二号のその他の包括利益累計額の項目として 一号に規定する繰延 繰延ヘッジ損益 (連結財務諸表規則第四十三条の二第 ヘッジ損益をいい、 ヘッジ対象に係る時価 一項第
- 以下この章及び次章において同じ。 法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャ 適格引当金の合計額を控除した額 合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合において、 の期待損失額 (第百] 一十七条に規定する期待損失額をいう。 の合計額が適格引当金の 事業

する額を除く。 及び連結子法人等の少数株主持分(当該連結子法人等が株主資本に 当該合計額をいうものとする。 評価されているその他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係 延 場合にあっては、 したものとする。 計上している次条第一 る損益に限る。 ヘッジ損益 (同項第 以下同じ。) 同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰 の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除 項第四号及び第六号に掲げるものの額に相当 二号に規定する繰延ヘッジ損益をい の合計額が負の値であるときにおける 為替換算調整勘定、 新株予約権 時価

- 営業権に相当する額
- 連結調整勘定に相当する額 (正の値である場合に限る。
- 含む。 評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額 値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再 相当する額 資産(前二号に該当するものを除く。 企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定 第十条にお (企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正 て同じ。 第十条において同じ。
- 兀 て同じ。 のれんに相当する額 (正の値である場合に限る。 第十条にお
- 証券化取引に伴い 増加した自己資本に相当する額
- 六 五 期待損失額 人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャー 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合において、 (第百二十七条に定める期待損失額をいう。 事業法

ホ 証券化取引に伴い ,増加した自己資本に相当する額

の変動に基づくものに限る。 って自己資本に算入される額 負債の時価評価 (農林中央金庫又は連結子法人等の信用リス により生じた時価評価差額で

2

- 前払年金費用の額
- 自己保有普通出資の額
- 비치 되 미 三 意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額
 - 少数出資金融機関等の普通出資の額
 - 特定項目に係る十パーセント基準超過額
 - 特定項目に係る十五パーセント基準超過額
- その他Ti r1資本不足額

3 をいう。 項の 「普通出資」とは、 次に掲げる要件の全てを満たす出資

払込みを行った出資と同等の劣後的内容を有するものであること 残余財産の分配について、 農林中央金庫の会員が法に基づいて

他の事情に応じて公平に割当てを受けるものであること。 段に対する分配が行われた後に、 残余財産の分配について、 他の優先的内容を有する資本調達手 出資者の保有する出資の数その

三 償還されるものでないこと。 償還期限が定められておらず かつ、 法令に基づく場合を除き

匹 おらず 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめて かつ 当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこ

> 回る場合における当該上回る額の五十パ 章及び次章において同じ。 の合計額が適格引当金の合計額を上 セントに相当する額

等償還を行う蓋然性を有する株式等 基本的項目の額及び当該発行予定株式等の額の合計額の十五パー て、 会社」という。 を目的として海外に設立された連結子法人等 ントを限度とする。 あらかじめ定めた期間が経過した後に一定の金利又は配当率 「ステップ・アップ金利等」という。)を上乗せする特約を付す 発行予定株式等の額及び発行済株式等の額の合計額は発行時の の発行する優先出資証券を含む。 (専ら農林中央金庫の資本調達 (以 下 「海外特別目的 の発行につい 议

3 る条件のすべてを満たす場合に限り、 子法人等の少数株主持分について基本的項目に算入できる。 海外特別目的会社の発行する優先出資証券については、 当該優先出資証券に係る連結 次に掲げ

非累積的永久優先出資であること。

無担保で、 かつ、 他の債務に劣後する払込済のものであること

三 るものであること。 業務を継続しながら農林中央金庫内の損失の補てんに充当され

4 きるものについて同項の適用があるものとする。 ものであり 五年を経過した日以降に海外特別目的 前項の優先出資証券について、 次のい ずれかのときに限り償還を行うことがで 償還を行う場合に当該証券発行後 会社の任意により実行される

当該償還を行った後において農林中央金庫が十分な自己資本比

کے

五 剰余金の配当が法令の規定に基づき算定された限度額を超えない範囲内で行われ、法に基づく場合を除きその額が出資の払込金額を基礎として算定されるものでなく、かつ、剰余金の配当の限額を基礎として算定されるものでなく、かつ、剰余金の配当の限

でないこと。
とができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるもの
ら
とができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるもの

٥

- 九 者が、 算手続をいう。 該発行者に生じる損失を公平に負担するものであること。 い状態をいう。 発行者の倒産手続 他の資本調達手段に先立ち、 その債務につき、 以下同じ。 以下同じ。 (破産手続、 その財産をもって完済することができな)に関し当該発行者が債務超過 にあるかどうかを判断するに当たり 発行者が業務を継続しながら、 再生手続、 更生手続又は特別清 (債務 当
- 計上されるものであること。
 十 払込金額が適用される企業会計の基準において会員勘定として

当該発行者の債務として認識されるものでないこと。

率を維持することができると見込まれるとき。

- 一当該償還の額以上の額の資本調達を行うとき。
- う蓋然性が高いと認められるときは、同項の適用はないものとする 大なものであるために、債務者である海外特別目的会社が償還を行 せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利等が過 が過ごである海外特別目的会社が償還を行 を上乗
- 八号に規定するものをいう(以下この章において同じ。)。第一項中「その他有価証券」とは、連結財務諸表規則第二条第十

するための特約が定められていないこと。は経済的に他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものと者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又一二 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行

| 又は決定に基づき発行されたものであること。 | 十三 | 総会、理事会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議

(その他Tier1資本の額)

ことができる。

基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。 第六条 第二条第二号の算式において、その他Tier1資本に係る

予定額を除く。) その他Tier1資本調達手段に係る会員勘定の額(外部流出

一 その他Tier1資本調達手段に係る負債の額

四 その他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額三 特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額

項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。 第二条第二号の算式において、その他Tier1資本に係る調整

(補完的項目)

第六条 えない リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレー リスク相当額に係る額を算入しない場合には、 項目の額を控除した額を超えない額 額をいう。 ものの合計額のうち、 た場合にあっては、 倒引当金については、 額 第二条の算式におい に相当する額とする。 以下この章において同じ。 第百二十九条第一 第 基本的項目の額 一条の算式の分母 て補完的項目の額は、 ただし、 一号に掲げる額、 (第二条の算式にマーケット・ (前条に定める基本的項目 から次条に定める準補完的 第三号イに掲げる (内部格付手法を採用し 基本的項目の額を超 次の各号に掲げる マーケット

- 一 自己保有その他Tier1資本調達手段の額
- 調達手段の額 二 意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本
- 三 少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額
- 四 その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額
- 五 Tier2資本不足額
- 1資本調達手段に該当するものであること。 一 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段がその他Tier
- 制限に利用可能であること。
 親法人等をいう。以下同じ。)である農林中央金庫が即時かつ無額を当該特別目的会社等の親法人等(令第八条第二項に規定する一当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全
- その他Tierl資本調達手段に該当するものであること。 三 前号の発行代り金を利用するために発行される資本調達手段が
- いう。)の全てを保有すること。
 主、総社員又は総出資者の議決権(以下「総株主等の議決権」と
 当該特別目的会社等の親法人等である農林中央金庫がその総株
- 4 第一項及び前項の「その他Tier1資本調達手段」とは、次に

のとし、 額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする 数がある場合は、 あっては、 付優先出資及び期限付優先株 ものとし、 ショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の 定める額の○・六パーセントを限度として算入することができるも その額を五で除して得た額とする。 額 第五号に掲げる期限付劣後債務並びに第六号に掲げる期限 0) 毎年、 第三号ロに掲げる額については、 ・二五パーセントを限度として算入することができる 連結貸借対照表計上額に残存年数 これを切り上げた年数) (残存期間が五年以内になったものに については、 から一を減じた数を乗じ 第百二十九条第一号に (一年未満の端 基本的項目

- 五パーセントに相当する額 合計額が正の値であるときにおける当該合計額とする。 合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延ヘッジ損益 控除した額が正の値である場合の当該控除した額 について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を ヘッジ会計を適用する場合にあっては、 している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。 その他有価証 券 (第八条第 項第一 号に規定する意図的に保有 連結貸借対照表計上額 (ただし、 の四十 繰延
- セントに相当する額 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五
- 一次に掲げるものの合計額
- 一般貸倒引当金(内部格付手法を採用した場合においては第

ものを除く。)をいう。
規定する普通出資をいう。以下この章において同じ。)に該当する規定する普通出資をいう。以下この章において同じ。)に該当する

。― 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること

디

- あること。 について、発行者の他の債務に対して劣後的内容を有するものでについて、発行者の他の債務に対して劣後的内容を有するもので二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更
- ものとするための特約が定められていないこと。 経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有すると密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は三 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者

- イ 償還又は買戻しに際し、自己資本の充実について、あらかじ

当金に限る。第十八条において同じ。)
ク・アセットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引百二十八条の規定により標準的手法により算出される信用リス

- る額ージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該上回ージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該上回が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポーク部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額
- (1.c.) 負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するもの負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するもの

四

- と
- 六 期限付優先出資及び期限付優先株
- 2 掲げるものの償還又は同項第五号若しくは第六号に掲げるものの期 ことができるものに限り 限前償還 れている場合には によるものであり、 前項第四号から第六号までに掲げるものについて、 (以下この条において かつ、 当該償還等が債務者である農林中央金庫の任意 次のいずれかのときに限り償還等を行う 同項第四号から第六号までに掲げるもの 償還等」 という。 の特約が付さ 同項第四号に

ること。 め農林水産大臣及び金融庁長官の確認を受けるものとなってい

- 口 行っていないこと。 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が
- その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
- (1) 以上の質が確保されるものに限る。)が当該償還又は買戻し ための資本調達 らして適切と認められる条件により、当該償還又は買戻しの 償還又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照 時以前に行われること。 (当該償還又は買戻しが行われるものと同等
- (2) 自己資本比率を維持することが見込まれること。 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の連結
- 六 七 該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行わ れていないこと。 剰余金の配当又は利息の支払の停止について、 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、 次に掲げる要件 当
- の全てを満たすものであること。 剰余金の配当又は利息の支払の停止を発行者の完全な裁量に
- 口 の債務不履行とならないこと。 剰余金の配当又は利息の支払の停止を決定することが発行者

より常に決定することができること。

金を発行者が完全に利用可能であること。 剰余金の配当又は利息の支払の停止により流出しなかった資

に該当するものとする。

- 比率を維持することができると見込まれるとき 当該償還等を行った後において農林中央金庫が十分な自己資本
- 当該償還等の額以上の額の資本調達を行うとき。
- 3 第一項第四号から第六号までに掲げるものについて、 ステップ・

アップ金利等を上乗せする特約を付す場合において、

当該ステップ

金庫が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、 ・アップ金利等が過大なものであるために、 債務者である農林中央 最初に償還

等が可能となる日をその償還期日とみなす。

- 剰余金の配当及び利息の支払に関するものを除く。)がないこ 行者に対する一切の制約(同等以上の質の資本調達手段に係る 一 剰余金の配当又は利息の支払の停止を行った場合における発
- こと。八 剰余金の配当の限度額を超えない範囲内で行われるものであるた剰余金の配当又は利息の支払が、法令の規定に基づき算定され
- | 一| | 負債性資本調達手段である場合には、第二条第一号の算式における連結普通出資等Tier1比率が当該水準を上回るために必要な額又はその全額の元本の削減又は普通出資への転換(以下「要な額又はその全額の元本の削減又は普通出資への転換(以下「元本の削減等」という。)が行われる特約その他これに類する特元本の削減等」という。)が行われる特約その他これに類する特元本の削減等」という。)が行われる特約その他これに類する特元本の削減等」という。)が行われる特約その他これに類する特元本の削減等」という。)が行われる特約その他これに類する特元本の削減等。
- 又は間接に融通されたものでないこと。取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接下二。発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により
- て有利な条件で発行された場合には補償が行われる特約その他の十三 ある特定の期間において他の資本調達手段が発行価格に関し

発行者の資本の増強を妨げる特約が定められていないこと。

一 行者が発行代り金の全額を即時かつ無制限に利用可能であること 次号に掲げる要件の全てを満たし、かつ、当該資本調達手段の発 次号に掲げる要件の全てを満たし、かつ、当該資本調達手段が前各号及び 行代り金を利用するために発行される資本調達手段が前各号及び

十五 元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類ける措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負担する措置が講ぜられる前に当該発行者が存続できないと認められると。ただし、法令の規定に基づいて、元本の削減等を行う措置がと。ただし、法令の規定に基づいて、元本の削減等を行う措置がる措置が講ぜられる前に当該発行者が存続できないと認められることとなる場合は、この限りでない。

には、その他Tier1資本の額は、零とする。 項目の額がその他Tier1資本に係る基礎項目の額を上回る場合 第二条第二号の算式において、その他Tier1資本に係る調整

(Tier2資本の額)

第七条 調達手段のうち償還期限の定めがあり、 期間が五年以内になったものについては 目の額は、 第 一条第三号の算式において、 次に掲げる額の合計額とする。 Τ カュ i ただし、 連結貸借対照表計上額に e r2資本に係る基礎項 当該償還期限までの Tier2資本

(準補完的項目)

額の合計額の四パーセントに相当する額を上回る場合においては、 レーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得たが同条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額及びオペースの算式において準補完的項目の額は、基本的項目の額

して得た割合を乗じて得た額とする。での期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限ま

を余く。) 一 Tier2資本調達手段に係る会員勘定の額(外部流出予定額

二 Tier2資本調達手段に係る負債の額

三 特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額

四 Tier2資本に係る調整後少数株主持分等の額

五 次に掲げる額の合計額

ては、 得た額とする。 当該額が第二条各号の算式における信用リスク・ される信用リスク・ の合計額 れた一般貸倒引当金に限る。 合においては第百二十八条の規定により標準的手法により算出 セントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、 般貸倒引当金 第百二十九条第二号に掲げる額とする。 (農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合にあっ (農林中央金庫が内部格付手法を採用した場 アセットの額に対応するものとして区分さ 第十九条において同じ。 に一・二五パ アセットの額 当該乗じて の額

控除した額(当該額が第百二十九条第一号に掲げる額に○・六川当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテー引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテーポリーのの合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテーポリーのの合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテーポリーのの合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテーポースの合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテーポースの合計を表する。

第二 とする。 的項目の ーセントに相当する額以下である場合においては、 本的項目の額が第二条の信用リスク・アセットの額の合計額の四 次の各号に掲げる性質のすべてを有する劣後債務 上回る額の二百五十パーセントに相当する額、 ケット・リスク相当額の合計額の七分の五に相当する額及び基本 一章において 額のうち最も小さい額を超えない額に相当する額とし、 「短期劣後債務」 という。 の合計額のうち、 第十一条に定めるマ (以下この 算入しないも 章及び

| 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

四 農林中央金庫が当該劣後債務の元利払いを行った後においても三 約定された償還期日以前に償還されないものであること。 契約時における償還期間が二年以上のものであること。

行わないとの特約が付されていること。 自己資本比率が八パーセント以上となる場合を除き、元利払いを

て得た額とする。) | パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じ |

- 2 第二条第三号の算式において、Tier2資本に係る調整項目の
- 額は、次に掲げる額の合計額とする。
- 自己保有Tier2資本調達手段の額
- 段の額 二 意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手
- 三 少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額
- る要件の全てを満たすもの(前条第三項各号に掲げる要件の全てを調達手段の額は、特別目的会社等の資本調達手段のうち、次に掲げ四 その他金融機関等のTier2資本調達手段の額

満たすものを除く。

の額とする。

- つ無制限に利用可能であること。 額を当該特別目的会社等の親法人等である農林中央金庫が即時か 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全
- 当するものであること。 その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段に該一 前号の発行代り金を利用するために発行される資本調達手段が

- 主等の議決権の全てを保有すること。 四 当該特別目的会社等の親法人等である農林中央金庫がその総株
- 資本調達手段に該当するものを除く。)をいう。 要件の全てを満たす資本調達手段(普通出資又はその他Tier1 第一項及び前項の「Tier2資本調達手段」とは、次に掲げる

発行者により現に発行され、

かつ、

払込済みのものであること

- ものとするための特約が定められていないこと。 と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又はと密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は 的内容を有するものであること。
- を高める特約が定められていないこと。

 「世界大人の他の償還等(償還期限が定められているものの期限前償還をいう。次号並びに償還期限が定められているものの期限前償還をいう。次号並びにります。(償還期限が定められていないものの償還又は利用が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特別である特別である。
- いてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことにつ五、償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後(発行の目

を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に後五年を経過する日前)に発行者の任意による場合に限り償還等

掲げる要件の全てを満たすものであること。

一その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

は買戻しの時以前に行われること。

は買戻しの時以前に行われること。

と同等以上の質が確保されるものに限る。)が当該償還等又は買戻しが行われるものと同等以上の資本調達(当該償還等又は買戻しが行われるものと同等以上の資本調達(当該償還等又は買戻しが行われるとのに限る。)が当該償還等又は買戻しのための資本調達(当該償還等又は買戻しのための資本調達(当該償還等又は買戻しの時以前に行われること。

結自己資本比率を維持することが見込まれること。(2) 償還等又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の連

ついての特約が定められていないこと。 六 発行者が債務の履行を怠った場合における期限の利益の喪失に

八 発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により取態を基礎として算定されるものでないこと。 剰余金の配当額又は利息の支払額が、発行後の発行者の信用状

は間接に融通されたものでないこと。
得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又

即時かつ無制限に利用可能であること。

一大の大り金を利用するために発行される資本調達手段が前各号及び次代り金を利用するために発行される資本調達手段が前各号及び次代の金を利用するために発行される資本調達手段が前各号及び次の場合には、発行力が、特別目的会社等が発行する資本調達手段である場合には、発行力、特別目的会社等が発行する資本調達手段である場合には、発行力、対象を対象を表する。

十 元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場であれる場合において、これらの措置が講ぜられる当であると認められる旨であれる場合である場合となる場合は、この限りでない。
こととなる場合は、この限りでない。

こととなる場合は、この限りでない。

r2資本の額は、零とする。 額がTier2資本に係る基礎項目の額を上回る場合には、Tie5 第二条第三号の算式において、Tier2資本に係る調整項目の

(調整後少数株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)

四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。第八条 第五条第一項第三号、第六条第一項第四号及び前条第一項第

特別目的会社等を除く。以下この条において同じ。)のうち金融調整後少数株主持分の額は、特定連結子法人等(連結子法人等(第五条第一項第三号に掲げる普通出資等Tier1資本に係る

(控除項目)

額とする。 第二条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計

る場合(第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に金融機関の株式その他の資本調達手段を保有していると認められ他の金融機関の自己資本比率の向上のため、意図的に当該他の

割合 等 T i の額とする。 いう。 る基礎項目の額で除して得た割合をいう。 される部分の額 借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上 ち当該特定連結子法人等の親法人等である農林中央金庫の連結貸 は、 普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額(第十四条第 平成十九年内閣府令第五十二号) 機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若 1資本に係る基礎項目の額を単体普通出資等Ti いずれか少ない額に普通出資等Ti の算式における普通出資等Ti しくはこれと類似の基準 これに相当する額とする。 をいう。 (特定連結子法人等の少数株主持分相当普通出資等Tier 当該特定連結子法人等が農林中央金庫以外の場合にあって 以下この号において同じ。 er1資本に係る基礎項目の額 以下この号において同じ。)のうち次に掲げる額の (当該額が零を下回る場合にあっては、 (金融商品取引業等に関する内閣府令 以下この号において同じ。)のう e r 1資本に係る基礎項目の額を)の少数株主持分相当普通出資 を含む。)の適用を受ける者を е r 1 資本に係る第三者持分 (特定連結子法人等の単体 を乗じて得た額以下 er1資本に係 零とする 一号

じて得た額 に相当する額とする。ロにおいて同じ。)に七パーセントを乗 に相当する額とする。ロにおいて同じ。)に七パーセントを乗 特定連結子法人等が農林中央金庫以外の場合にあっては、これ 当該特定連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額(当該

もの

(イに掲げるものを除く。

第二条各号の算式の分母の額のうち当該特定連結子法人等に

他の金融機関の資本調達手段」という。)の額している他の金融機関の資本調達手段(預金保険法第六十五条に見ている他の金融機関の資本調達手段(預金保険法第六十五条に開機関及び救済銀行持株会社等の資本調達手段(預金保険法第六十五条に開機関及び救済銀行持株会社等の資本調達手段(預金保険法第六十五条に開機関及び第二十条に対している。)における、当該保有にの金融機関の資本調達手段」という。)の額

一金融子会社であって、連結財務諸表規則第五条第一項各号に額の資本調達手段(前号に該当するものを除く。)の額を合算したの資本調達手段(前号に該当するものを除く。)の額を合算した

口 二項第二号に規定する金融関連業務をいう。 掲げる会社、 合における当該子法人等であって、 る。 該当するため 7 項各号又は第二項に該当するため、 農林中央金庫が法第七十二条第一 一金融業務を営む会社」 又は同条第 同項第八号に掲げる会社 連結の範囲に含まれないもの 項第十号に掲げる会社 という。 項第一号から第七号までに 連結財務諸表規則第五条第 を子法人等としている場 連結の範囲に含まれな (金融関連業務 (以下この号にお を営む会社に限 (同条第

る当該関連法人等(次条において「金融業務を営む関連法人等第三項に規定する関連法人等をいう。)としている場合におけ、農林中央金庫が金融業務を営む会社を関連法人等(令第八条)

て得た額分母の額に関連するものの額をいう。)に七パーセントを乗じ関連するものの額(当該特定連結子法人等の同条各号の算式の

する。 る額を控除した額とする。 ずれか少ない額にT 債の部に新株予約権若しくは少数株主持分又は負債として計上さ におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額 出資等Ti 後少数株主持分等の額は、 を単体Tier1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をい 法人等の少数株主持分等相当Tier1資本に係る基礎項目の額 れる部分の額 法人等である農林中央金庫の連結貸借対照表の純資産の部又は負 人等が農林中央金庫以外の場合にあっては、 1資本に係る基礎項目の額 をいう。 項第三号に掲げる額を除く。 第六条第一項第四号に掲げるその他Tier1資本に係る調整 e r 1資本に係る基礎項目の額 以下この項において同じ。 を乗じて得た額以下の額から、 以下この号において同じ。) е r1資本に係る基礎項目の額及び同条第二号の算式 (当該額が零を下回る場合にあっては、 r 1 資本に係る第三者持分割合 連結子法人等の少数株主持分等相当T (第十四条第一号の算式における普通 の合計額をい (連結子法人等の単体Tier のうち当該連結子法人等の親 第五条第 のうち次に掲げる額のい これに相当する額と 一項第三号に掲げ 当該連結子法 (第十八条第 零とする。 (連結子 2

という。)

第二項第二号の規定により控除されることとなる額三 第五十六条の五第二項第二号、第百二条及び第百五十四条の二

当該上回る額の五十パーセントに相当する額別待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの機林中央金庫が内部格付手法を採用した場合において、事業法

となる株式等エクスポージャーの期待損失額五 第百四十三条第一項第二号に定める PD/LGD 方式の適用対象

項目の額の合計額
九条の五第二項において準用する場合を含む。)に規定する控除
大 第二百二十四条(第百四条、第百十三条第一項及び第二百七十

くことができる額は、 額があるときは、 央金庫の自己資本比率の算出 ものである場合において、 調達手段が当該他の金融機関にとって次の が同表の当該各号の上欄に掲げるものの額を超えるときは、 くことができる。 前項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資 この場合において、 当該各号の下欄に掲げる額を控除項目の額から除 当該各号の上欄に掲げるもの 当該資本調達手段を保有している農林中 の際に同表の当該各号の下欄に掲げる 同表の各号の下欄に掲げる額 表の各号の上欄に掲げる の額とする。

他の金融機関の資本調達手段 自己資本比率の算出の際の額

子法人等が農林中央金庫以外の場合にあっては

これに相当す

当

||該連結

当該連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額

- 26 -

得た額	る額とする。
	ロにおいて同じ。
	\ l=
	に 八 ・
	五パ
	ーセントを
	ントを乗じて
	て

に関連するものの額をいう。) に八・五パーセントを乗じて得に関連するものの額(当該連結子法人等の同条各号の算式の分母の額の 第二条各号の算式の分母の額のうち当該連結子法人等に関連

三 項目の額 号及び第六条第 割合をいう。 基礎項目の額を単体総自己資本に係る基礎項目の額で除して得た 持分割合 うち次に掲げる額のいずれか少ない額に総自己資本に係る第三者 表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは少数株 当該連結子法人等の親法人等である農林中央金庫の連結貸 項目の額 額及び第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係 に係る基礎項目の額 主持分等の額は、 あっては、 又は負債として計上される部分の額 をいい、 これに相当する額とする。 前条第一項第四号に掲げるTier2資本に係る調整後 当該連結子法人等が農林中央金庫以外の場合にあ (第十九条第一項第三号に掲げる額を除く。 (連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る (連結子法人等の単体Tier1資本に係る基礎 零とする。 を乗じて得た額以下の額から、 一項第四号に掲げる額の合計額を控除した額とす 連結子法人等の少数株主持分等相当総自 (連結子法人等の単体総自己資本に係)をいう。 以下この号において同じ。 以下この号において同じ。 (当該額が零を下回る! 第五条第 <u></u>の 項第三

		į
る場合はおける当該上回る物		当には
の最近に合け、自有に可可		
の上欄に掲げるものの額を上回		場合に
ロ 前号の下欄に掲げる額が同号		主持分
的項目に算入されないものの額		借対照
イ 短期劣後債務のうち、準補完	準ずるもの	のうち
次に掲げるものの合計額	三短期劣後債務及びこれに	っては
		合計額
る場合における当該上回る額		る基礎
の上欄に掲げるものの額を上回		項目の
ロ 前号の下欄に掲げる額が同号		る基礎
項目に算入されないものの額		己資本
号に掲げるもののうち、補完的	これらに準ずるもの	少数株
イ 第六条第一項第五号及び第六	第六号に掲げるもの並びに	
次に掲げるものの合計額	二第六条第一項第五号及び	じて得
		母の額
算入されないものの額	もの	に関連
に掲げるもののうち、補完的項目に	げるもの及びこれに準ずる	
第六条第一項第一号から第四号まで	一 第六条第一項第四号に掲	乗じて
_	一 一	٠,

る。

得た額 - お額とする。ロにおいて同じ。)に十・五パーセントを乗じて - 子法人等が農林中央金庫以外の場合にあっては、これに相当す - 一 当該連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額(当該連結

- た額 第二条各号の算式の分母の額のうち当該連結子法人等に関連 第二条各号の算式の分母の額 「当該連結子法人等の同条各号の算式の分母の額」 第二条各号の算式の分母の額のうち当該連結子法人等に関連
- 基礎項目の額に算入することができる。 米に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、当該特別目的会社等の 光に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、当該特別目的会社等の がに掲げる要件の全てを満たす場合に限り、当該特別目的会社等の
- 1資本調達手段に該当するものであること。 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段がその他Tier

当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全

- その他Tier1資本調達手段に該当するものであること。 二 前号の発行代り金を利用するために発行される資本調達手段が額を当該連結子法人等が即時かつ無制限に利用可能であること。
- 全てを保有すること。四当該連結子法人等が当該特別目的会社等の総株主等の議決権の
- 第一項第三号に定める額を算出する場合において、連結子法人等

3

目の額に算入することができる。 のを除く。)の額を、第一項第三号のTier2資本に係る基礎項のを除く。)の額を、第一項第三号のTier2資本に係る基礎項の発行する資本調達手段(前項各号に掲げる要件の全てを満たすもの発行する資本調達手段(前項各号に掲り、当該特別目的会社等に当該連結子法人等の子法人等である特別目的会社等があるときはに当該連結子法人等の子法人等である特別目的会社等があるときは

- ること。 1資本調達手段又はTier2資本調達手段に該当するものであ ・ 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段がその他Tier
- 四 当該連結子法人等が当該特別目的会社等の総株主等の議決権の

その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段に該

当するものであること。

 $4 \mid$

全てを保有すること。

に掲げる額は、 調達手段 に含まれない者 同じ。)であって、 る場合 央金庫又は連結子法人等が農林中央金庫又は連結子法人等の資本 第五条第二項第二号、 第五条第二項第二号に掲げる自己保有普通出資の額は、 (法人等 (自己優先出資に該当するものを除く。 次に定めるところにより算出した額とする。 (以下この条において (令第八条第) 連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲 第六条第一 一項に規定する法人等をいう。 二項第 一号及び前条第二項第 「連結範囲外の法人等」と を保有してい 農林中 以 下 一号

段」という。)のうち普通出資に該当するものの額とする。
次項並びに第十条第二項第一号へにおいて「自己保有資本調達手
る場合を含む。)における当該資本調達手段(次号及び第三号、
保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ず
いう。)に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に

- 本調達手段に該当するものの額とする。

 本調達手段の額は、自己保有資本調達手段のうちその他Tier1資産調会を表別である。
- ョート・ポジションを相殺することができる。 連結子法人等が自己保有資本調達手段と対応するシ連結子法人等が自己保有資本調達手段に係る一定のショート・ポジョート・ポジール・ポジションを保有するときは、当該自己保有資本調達手段に係る一定のショート・ポジール・ポジションを相殺することができる。

6

に掲げる額は、 者を含み、 種に属する事業を主たる事業として営む者 関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、 関等の普通出資の額は、 第五条第二項第三号、 る者その他の者を除く。 第五条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機 金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められ 次に定めるところにより算出した額とする。 第六条第二項第二号及び前条第二項第一 農林中央金庫又は連結子法人等が金融機 であって連結自己資本比率の算出に当 (これに準ずる外国の 保険業その他の業 号

ため、 融機関等」 当該他の金融機関等の対象資本調達手段 他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当す 保有していると認められる場合 の条において同じ。 当するものを構成するものに限る。 の基準において第二条第三号の算式における総自己資本の たり連結の範囲に含まれないもの という。 ると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。 金融機関等が意図的に農林中央金庫又は連結子法人等の普通出資 に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似 又 は T i 人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その е において同じ。 第六条第 その他 Ti r2資本調達手段をいう。 (みなし普通出資 (規制金融機関の資本調達手段にあっては、 **| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段|** 意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段 е のうち普通出資に該当するものの額とする。 という。 r2資本調達手段のいずれにも該当しない資本調達手 二項第一 е r1資本調達手段又はTier2資本調達手段を 一号に掲げる意図的に保有している他の金融機 を保有していると認められ、 (普通出資、 との間で相互に自己資本比率を向上させる その他Tier1資本調達手段又はTi 以下この条及び第十条第二 (農林中央金庫若しくは連結子法 その他Tier1資本調達手段 (以下この章において をいう。) (次号及び第三号におい 当該規制金融機関 かつ、 を含む。 項第 当該他の における (普通出 以下こ 額に相 「他の金

関等のその他T

1資本調達手段の額は、

意図的に保有して

資本調達手段に該当するものの額とする。いる他の金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier1

該当するものの額とする。 金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の三 前条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関

額は、 当該額が零を下回る場合には 投資その他これに類する行為を通じて農林中央金庫又は連結子法 連結子法人等が保有している場合 決権を保有していない他の金融機関等をいう。 及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議 した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。 から同条第一 に係る十パーセント基準額 数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。 る当該対象資本調達手段の額の合計額 の他これに準ずる場合を含み、 人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合そ 第五条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通出資の 項において同じ。 少数出資調整対象額 |項第| 号から第三号までに掲げる額の合計額を控除 の対象資本調達手段を農林中央金庫又は (同条第 (少数出資金融機関等 零とする。 前項各号の場合を除く。 (連結範囲外の法人等に対する 項各号に掲げる額の合計 (以下この項において「少 をいう。 以下この項及び第 を控除した額 (農林中央金庫 から少数出資 次号及び第 におけ

合をいう。)を乗じて得た額とする。のの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通出資に該当するも出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通出資保有割合(少数

をいう。)を乗じて得た額とする。 をいう。)を乗じて得た額とする。 をいう。)を乗じて得た額とする。 をいう。)を乗じて得た額とする。 をいう。)を乗じて得た額とする。

二 前条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額は、少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本限方割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち預定である。)を乗じて得た額とする。

めるところにより算出した額とする。 第六条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に定

に対する投資その他これに類する行為を通じて農林中央金庫又は 「エー資本調達手段の額は、その他金融機関等(次に掲げる者又は これに準ずる外国の者をいう。)の対象資本調達手段を農林中央 これに準ずる外国の者をいう。)の対象資本調達手段を農林中央 は、その他金融機関等のその他工ie

Tierl資本調達手段に該当するものの額とする。
の)における当該対象資本調達手段」という。)のうちその他他金融機関等に係る対象資本調達手段(以下この条において「そのいおける当該対象資本調達手段(以下この条において「その場合を除くしている場合に相当すると認められ

- 分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等イー農林中央金庫及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百
- (イに掲げる者を除く。) 己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない金融子会社」 連結財務諸表規則第五条第一項各号に該当するため、連結自
- る。 合における当該子法人等であって、 掲げる会社、 に当たり連結の範囲に含まれないもの(イ及びロに掲げる者を て「金融業務を営む会社」という。) 二項第二号に規定する金融関連業務をいう。 農林中央金庫が法第七十二条第一 項各号又は第 又は同条第 同項第八号に掲げる会社 「項に該当するため、 項第十号に掲げる会社 項第一号から第七号までに 連結財務諸表規則第五条第 を子法人等としている場 連結自己資本比率の算出 (金融関連業務 (以下この号におい)を営む会社に限 (同条第
- 前条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本関連法人等」という。) (イに掲げる者を除く。) 関連法人等」という。) (イに掲げる者を除く。) という。) (イに掲げる者を除く。)

ちTier2資本調達手段に該当するものの額とする。 調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のう

- 過額は、次に掲げる額の合計額とする。 第五条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超
- を額が零を下回る場合には、零とする。) さ初他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該 当するものの額から特定項目に係る十パーセントを乗じて得 までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得 を額をいう。次号及び第三号において同じ。)を控除した額(第五条 を1000 を
- た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)に限る。)の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除し一無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの
- 場合には、零とする。)
 目に係る十パーセント基準額を控除した額(当該額が零を下回る一旦に係る十パーセント基準額を控除した額(当該額が零を下回る一つが、対象がのでである。)の額から特定項
- 超過額は、次に掲げる額の合計額とする。第五条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準

10

繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。第三号において同じどシング・ライツに係るものに限る。次号において同じ。)及び対象額(特定項目(その他金融機関等に係る対象資本調達手段の対象額)特定項目に係る調整対象額(特定項目に係る十パーセント基準

額で除して得た割合を乗じて得た額 資本調達手段のうち普通出資に該当するものの額から前項第 号及び第三号において同じ。 乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。 第五号に掲げる額を控除した額をいう。 に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象 した額 る額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げ)をいう。 から特定項目に係る十五パーセント基準額 (当該額が零を下回る場合には、 以下この号において同じ。) に、 その他金融機関等に係る対象 零とする。 以下この項において同じ の額から第五条第二項 (同条第)をいう。)を控除 一項各号

- 象額で除して得た割合を乗じて得た額号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対二 特定項目に係る調整対象額に、無形固定資産の額から前項第二
- 第七項各号及び第八項各号に定める額並びに第九項第一号及び前象額で除して得た割合を乗じて得た額。とは、一セント基準対ける額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額に、繰延税金資産の額から前項第三

11

第一号に掲げる額を算出する場合において、

農林中央金庫又は連

る。 第七項各号及び第八項各号に定める額並びに第九項第一号及び第 人に場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとす を事情その他の事情を勘案して農林水産大臣及び金融庁長官が承認 株事情その他の事情を勘案して農林水産大臣及び金融庁長官が承認 した場合に限り、当該承認において、次に掲げる資本調 した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとす る。

12

- 資本調達手段ための資金の援助を行うことを目的として保有することとなったその存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理の
- り取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段券の引受けをいう。第二十条第九項第二号において同じ。)によ二 引受け(金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証
- 程本のできる。 一般することができる。 一般があることができる。 一般があることができる。 一般があることができる。 一般があることができる。 一般があることができる。 一般があることができる。 一般があることができる。 一般があることができる。 一般があることができる。 一般があるときは、次の各号に掲げる 一般があるときは、次の各号に掲げる
- る。)の額を繰延税金資産の額で除して得た割合を乗じて得た額負債の額のうち当該額に繰延税金資産(一時差異に係るものに限繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)の額(繰延税金

負債の額のうち前号に定める額を控除した額 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 繰延税金

定めるところにより算出した額とする。 第五条第二項第七号及び第六条第二項第五号に掲げる額は、次に

回る場合にあっては、 額 目 第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る調整項 i 第六条第二項第五号に掲げるTier2資本不足額は、 の額からその他Tier1資本に係る基礎項目の額を控除した 第五条第二項第七号に掲げるその他Ti е 二号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額からT (当該額が零を下回る場合にあっては、 r2資本に係る基礎項目 零とする。 の額を控除し) とする。 た額 零とする。 е r1資本不足額 (当該額が零を下 とする。 第 砂は、

(比例連結)

第九条 法人等に対する投資については、 することができる。この場合においては、 おいて同じ。 子法人等に帰属する部分を連結の範囲に含める方法をいう。 収益及び費用のうち当該会社に投資している農林中央金庫及び連結 金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法(会社の資産、 び次条第二項の規定にかかわらず、 を満たす場合には、 金融業務を営む関連法人等について、)により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出 第五条第二項、 連結財務諸表規則第十条第 第一 前条第六項から第十二項まで及 一条各号の算式において当該 当該金融業務を営む関連 次に掲げる要件の全て 次項に 負債、 一項本

(比例連結)

第九条 する投資については、 できる。この場合においては、 同じ。)により連結の範囲に含めて自己資本比率を算出することが 等に帰属する部分を連結の範囲に含める方法をいう。 び費用のうち当該会社に投資している農林中央金庫及び連結子法人 務を営む関連法人等を比例連結の方法(会社の資産、 る部分に限る。 ての要件を満たす場合には、 金融業務を営む関連法人等について、 にかかわらず、 連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定に 前条第 当該金融業務を営む関連法人等に対 第 一条の算式において当該金融業 項の規定 次の各号に掲げるすべ (同項第二号ハに係 負債、 次項において 収益及

|務を営む関連法人等は連結子法人等とみなす。| |文の規定にかかわらず、持分法を適用しないものとし、当該金融業

(14)。 業の支配を行うために投資及び事業に関する契約を締結している 以下この項において「共同支配会社」という。)が共同でその事 」という。)が共同でその事

に応じて共同でその事業の支配及び運営を行っていること。の法人等の総株主等の議決権に占める割合をいう。以下同じ。)の法人等の総株主等の議決権に占める割合をいう。以下同じ。)づき、当該共同支配会社の当該金融業務を営む関連法人等に対す一 共同支配会社が前号に規定する投資及び事業に関する契約に基

三 (略)

する契約その他これに類するものがないこと。有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約四、農林中央金庫がその当該金融業務を営む関連法人等に対する保

長官に届け出た場合を除き、これを継続して用いなければならない算出方法の使用を中断する旨をあらかじめ農林水産大臣及び金融庁より連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出したときは、その2 前項の規定により金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法に

を締結していること。

当該金融業務を営む関連法人等に投資を行う二以上の法人等

小で同じ。) (以下この項において「共同支配会社」という。)

が共同でその事業の支配を行うために投資を行う二以上の法人等

を締結していること。

三 (略)

約する契約等がないこと。 保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを四 当該組合が当該組合の当該金融業務を営む関連法人等に対する

に届け出た場合を除き、これを継続して用いなければならない。方法の使用を中断する旨をあらかじめ農林水産大臣及び金融庁長官より連結の範囲に含めて自己資本比率を算出したときは、その算出2 前項の規定により金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法に

(信用リスク・アセットの額の合計額)

二十九条に定めるものをいう。 五条に定めるものを、内部格付手法を採用した場合にあっては第三十額は、農林中央金庫が標準的手法を採用した場合にあっては第二十第十条 第二条各号の算式において信用リスク・アセットの額の合計 は

出することを要しない。
| 当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 2

しない場合 次に定めるもの 第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入

に対して計上されているものに限る。) 十一条第二項第一号及び第百二十九条第一号において同じ。) その他資産(第百五十五条第二項に規定する資産をいう。第二 個別貸倒引当金(内部格付手法を採用した場合にあっては、

口 特定海外債権引当勘定

支払承諾見返勘定

二 派生商品取引に係る資産

という。)及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未ホー有価証券、コモディティ又は外国通貨(以下「有価証券等」

自己保有資本調達手段、対象資本調達手段、無形固定資産

(信用リスク・アセットの額の合計額)

九条に定めるものをいう。
に定めるものを、内部格付手法を採用した場合にあっては第百二十、農林中央金庫が標準的手法を採用した場合にあっては第二十五条第十条 第二条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は

い場合 る未収金に相当する額及び第八条第一項に定める控除項目の額 券等」という。 のに限る。 法を採用した場合にあっては、 相当する額、 当する額 結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産 に規定する資産をいう。 第二条の算式にマーケット・ 支払承諾見返勘定に相当する額、 営業権に相当する額 有価証券、 に相当する額 のれんに相当する額、 及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係 コモディティ又は外国通貨 以下同じ。 特定海外債権引当勘定に相当する額 その他資産 リスク相当額に係る額を算入しな 連結調整勘定に相当する額)に対して計上されているも 派生商品取引に係る資産に相 個別貸倒引当金 (第百五十五条第1 (以 下 (内部格付手 有価 企業

整項目の額とされたものの額に相当する部分 ierl資本に係る調整項目の額又はTierl資本に係る調 が、第五条第二項、第六条第二項及び第七条第二項の規定に はのれん相当差額を含む。)、繰延税金資産及び前払年金費用の

に相当する部分 第五条第四項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額

又は第二百四十七条の四第一項に規定するCVAリスク相当額の引を目的として保有している資産及び第二百四十七条の三第一項これに類似する取引をいう。以下同じ。)に係る資産(証券化取これに類似する取引をいう。以下同じ。)に係る資産(証券化取の地でにためるもの並びに特定取引勘定の資産及び連結子法人等におけて定めるものがびに特定取引勘定の資産及び連結子法人等におけて定める。前号イから下まで少ト・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号イから下まで

ける特定取引等に係る資産 「特定取引勘定を設けていない場合において第二条各号の算式に 特定取引勘定を設けていない場合において第二条各号の算式に 第出に反映された取引を除く。以下同じ。)

に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出するこする者をいう。以下同じ。)に対するエクスポージャーのうち、次法律第百五十四号)第三十一条に規定する清算機関その他これに類3 第一項の規定にかかわらず、清算機関等(信託業法(平成十六年

3

有している資産を除く。以下同じ。) に係る資産(証券化取引を目的として保明第六十五条第二項に規定する特定取引その他これに類似する取に特定取引勘定の資産及び連結子法人等における特定取引等(規に対えり相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの並び・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの並び

係る資産もの並びに農林中央金庫及び連結子法人等における特定取引等にもの並びに農林中央金庫及び連結子法人等における特定取引等にケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号に定める一 特定取引勘定を設けていない場合において第二条の算式にマー

めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することをう。以下同じ。)に対するエクスポージャーのうち、次の各号に定十四号)第三十一条に規定する清算機関その他これに類する者をい農林中央金庫は、清算機関等(信託業法(平成十六年法律第百五

とを要しない。

· 二 (略)

(マーケット・リスク相当額の合計額

第十一条 を含む。)並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署に を対象とし、第七章に定めるところにより算出するものの合計額と 計額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるもの しているものについては対象に含めることができる。この場合にお おいてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価を する。ただし、現金預け金、 等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外 リスクを伴う取引又は財産並びに連結子法人等における特定取引 別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。 て、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産 に特定取引勘定以外の勘定の外国為替リスク又はコモディティ・ 特定取引勘定を設けた場合 第二条各号の算式においてマーケット・リスク相当額の合 預金及びコール資金(本支店間の取引 特定取引勘定の資産及び負債並び

第四号まで又は第七条第二項各号に掲げる額に該当する部分を除 (第五条第二項第二号から第六号まで、 第六条第二項第 一号から

人等における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に 特定取引勘定を設けていない場合 農林中央金庫及び連結子法

要しない。

一·二 (略

(マーケット・リスク相当額の合計額

第十一条 リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。 形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、 のについては対象に含めることができる。この場合において、レポ 並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリス ク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているも 第七章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただ 現金預け金、預金及びコール資金(本支店間の取引を含む。) 次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし 第二条の算式においてマーケット・リスク相当額の合計 別途信用

の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財 等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外 リスクを伴う取引又は財産並びに連結子法人等における特定取 に特定取引勘定以外の勘定の外国為替リスク又はコモディティ 特定取引勘定を設けた場合 特定取引勘定の資産及び負債並び

人等における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に 特定取引勘定を設けていない場合 農林中央金庫及び連結子法

六条第二項第一号から第四号まで又は第七条第二項各号に掲げるクを伴う取引又は財産(第五条第二項第二号から第六号まで、第係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リス

額に該当する部分を除く。)

(オペレーショナル・リスク相当額の合計額)

)、限)(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本)

第十三条

農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、

次の各号

調整額」という。)を第二条各号の算式の分母に加えなければなら合には、当該乗じて得た額(第三項において「信用リスク・アセット十二・五を乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当

·二 (略)

本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資2 農林中央金庫が先進的計測手法を採用した場合は、次の各号に掲

クを伴う取引又は財産係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リス

(オペレーショナル・リスク相当額の合計額

合計額は、第八章に定めるところにより算出するものの合計額とす第十二条 第二条の算式においてオペレーショナル・リスク相当額の

る。

の分母に加えなければならない。
に定める期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場でに定める期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当の分母に加えなければならない。

一・二 (略)

本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資2農林中央金庫が先進的計測手法を採用した場合は、次の各号に定

に加えなければならない。

けル・リスク相当額調整額」という。)を第二条各号の算式の分母除した額に十二・五を乗じて得た額(次項において「オペレーショを上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控

·] (略)

- (第式の分母に加えなければならない。) 調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二条各号のし、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット)3 3 前二項の規定にかかわらず、農林中央金庫が第一項の規定に該当)3
- 4 基礎的内部格付手法を採用した場合の農林中央金庫にあっては標準 第 額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。 算方法により算出した額の合計額から第七条第一項第五号に掲げる にあっては標準的手法を含む。 的手法をいい、先進的内部格付手法を採用した場合の農林中央金庫 それぞれにつき計算する場合において、 各号の算式の分母の額にハパーセントを乗じて得た額並びに第五条 .ては内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法 一項各号、 当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計 項の 「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」 第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額の 第二十四条第四項において同じ。) 信用リスクに係る部分につ とは、 第一 二条
- 額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各」とは、第二条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額

第二条に定める算式の分母に加えなければならない。において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。)をを上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額(次項

·二 (略)

- る算式の分母に加えなければならない。調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二条に定めし、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット前二項の規定にかかわらず、農林中央金庫が第一項の規定に該当
- 4 計算方法により算出した額の合計額から第六条第 庫にあっては標準的手法を含む。 準的手法をいい、先進的内部格付手法を採用した場合の農林中央金 のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分に る額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。 に定める算式の分母の額にハパーセントを乗じて得た額、 ついては内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法 (基礎的内部格付手法を採用した場合の農林中央金庫にあっては とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする 項各号に掲げる額及び第八条の定めるところにより控除される額 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、 第二十四条第四項において同じ。 一項第三号に掲 第五条第 第
- た額、第五条第一項各号に掲げる額及び第八条の定めるところによ」とは、第二条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額

方法により算出した額を控除した額をいう。 大窓の合計額から第七条第一項第五号に掲げる額につき当該計算 りた日の直前に用いていた手法(第二百八十一条に規定する基礎的 手法を含む。第二十四条第五項において同じ。)とし、当該部分以 手法を含む。第二十四条第五項において同じ。)とし、当該部分以 手法を含む。第二十四条第五項において同じ。)とし、当該部分以 手法を含む。第二十四条第五項において同じ。)とし、当該部分以 手法を含む。第二十四条第五項において同じ。)とし、当該部分以 を関始

第三章 単体自己資本比率

(単体自己資本比率の計算方法)

掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。下この章において「単体自己資本比率」という。)は、次の各号に第十四条 国際統一基準のうち法第五十六条第一号に定める基準(以 第

について、四・五パーセント以上とする。 単体普通出資等Tier1比率 次の算式により得られる比率

普通出資等Tier1資本の額(普通出資等Tier1 資本に係る基礎項目の額-普通出資等Tier1資本に

係る調整項目の額)

算方法により算出した額を控除した額をいう。 関方法により算出した額を控除した額をいう。 とし、当該部分的手法を含む。第二十四条第五項において同じ。)とし、当該部分的手法を含む。第二十四条第五項において同じ。)とし、当該部分が手法を含む。第二十四条第五項において同じ。)とし、当該部分が手法を含む。第二十四条第五項において同じ。)とし、当該部分が手法を含む。第二十四条第五項においては先進的計測手法の使用を開いた額の合計額から第六条第一項第三号に掲げる額につき当算方法により算出した額を控除した額をいう。

額から第六条第一項第三号に掲げる額を控除した額をいう。号に掲げる額及び第八条の定めるところにより控除される額の合計る算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第五条第一項各第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第二条に定め

6

第三章 単体自己資本比率

(算式)

り得られる比率について、八パーセント以上とする。 (次条において「単体自己資本比率」という。)は、次の算式によ第十四条 自己資本比率基準のうち法第五十六条第一号に定める基準

自己資本の額(基本的項目+補完的項目+準補完的項目

額の合計額を八パーセントで除して得た額+オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

信用リスク・アセッ

トの額の合計額+マー

ケッ

ト・リスク

相当

控除項目)

信用リスク・アセットの額の合計額+マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額+オペレーショナル

・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

六パーセント以上とする。 二 単体Tier1比率 次の算式により得られる比率について、

Tier1資本の額(普通出資等Tier1資本の額+その他Tier1資本の額(その他Tier1資本に係る基礎項目の額-その他Tier1資本に係る調整項目の額))

信用リスク・アセットの額の合計額+マーケット・リスク相当額の合計額をパパーセントで除して得た額+オペレーショナル ・リスク相当額の合計額をパパーセントで除して得た額

八パーセント以上とする。単体総自己資本比率 次の算式により得られる比率について、

総自己資本の額(Tier1資本の額+Tier2資本 の額(Tier2資本に係る基礎項目の額-Tier2

資本に係る調整項目の額)

信用リスク・アセットの額の合計額+マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額+オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額・

(算出の方法等)

第十五条 単体自己資本比率は、農林中央金庫の財務諸表に基づき算

(算出の方法等)

第十五条 単体自己資本比率は、農林中央金庫の財務諸表に基づき算

基づき算出することとする。この場合において、連結財務諸表につする場合においては、当該特別目的会社等を含む連結財務諸表に決権の全てを保有するものに限る。以下この章において同じ。)を決権の全でを保有するものに限る。以下この章において同じ。)を決権の全でを保有するものに限る。以下この章において同じ。)を決権の全でを保有するものに限る。以下にの章において同じ。)を決権の全庫の財務諸表に出するものとする。この場合において、農林中央金庫の財務諸表に出するものとする。この場合において、連結財務諸表に出する場合において、連結財務諸表に出する場合において、連結財務諸表に出する場合において、連結財務諸表に出する場合において、連結財務諸表に出する場合において、連結財務諸表に出する場合において、連結財務諸表につ

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

連結財務諸表規則に基づき作成することとする。

ット・リスク相当額に係る額を算入しないことができる。 各号に定める要件を満たす場合には、第十四条各号の算式にマーケ第十六条 農林中央金庫が次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該

特定取引勘定を設けた場合 次に掲げる条件の全てを満たす場

イ・ロ (略)

合

・リスク相当額に係る額を算入していないこと。 直近の算出基準日において第十四条各号の算式にマーケット

たす場合 特定取引勘定を設けていない場合 次に掲げる条件の全てを満

イ・ロ(略)

・リスク相当額に係る額を算入していないこと。 直近の算出基準日において第十四条各号の算式にマーケット

ることとする。 この場合において、農林中央金庫の財務諸表に出するものとする。この場合においては、連結財務諸表に担づき算出するものとする。この場合においては、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表に基づき算出するものとする。ただし、当該会ととし、連結に伴う自己資本比率算出上の扱いは第二章に準ずることとする。この場合において、農林中央金庫の財務諸表に出するものとする。

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第十六条 農林中央金庫が次の各号に掲げる条件のすべてを満たす第十六条 農林中央金庫が次の各号に掲げる条件のすべてを満たは、第十六条 農林中央金庫が次の各号に掲げる要件を満たす場合には、第十六条 農林中央金庫が次の各号に掲げる要件を満たす場合には、第十六条 農林中央金庫が次の各号に掲げる要件を満たす場合には、

場合

イ・ロ

(略

満たす場合 特定取引勘定を設けていない場合 次に掲げる条件のすべてを

イ・ロ (略)

(普通出資等Ti е r 1資本の額)

第十七条 第十四条第一号の算式において、 普通出資等Tie r 1 資

- 本に係る基礎項目の額は、 次に掲げる額の合計額とする。
- 評価・換算差額等及びその他公表準備金の額 (外部流出予定額を除く。

普通出資に係る会員勘定の額

- る調整項目の額は、 第十四条第一号の算式において、 次に掲げる額の合計額とする。 普通出資等Ti е r 1資本に係
- 次に掲げる額の合計額
- 次に掲げる無形固定資産の額の合計額
- (2)|(1)|無形固定資産 (のれんに係るものに限る。
- 無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ラ

イツに係るものを除く。 の額

- 디 繰延税金資産 時差異に係るものを除く。 の額
- る場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く 額が前項第一 規定する繰延ヘッジ損益をいい、 繰延ヘッジ損益 の額 一号の評価 (財務諸表等規則第六十七条第一項第1 換算差額等の項目として計上されてい ヘッジ対象に係る時価評価差 一号に
- 法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャ おける当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合において、 期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合に 事業

(基本的項目)

第十七条 をいう。 計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除したものとする。 が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。 号及び第六号に掲げるものを除く。 累積的永久優先出資を含み、 に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の合計 券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金 (財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証 第十四条の算式において基本的項目の額は、 ただし、 繰延 ヘッジ会計を適用する場合にあっては、 外部流出予定額並びに次条第 及びその他有価証券評価差損 会員勘定 項 同号 第四 非

- 営業権に相当する額
- を除く。 企業結合により計上される無形固定資産 (前号に該当するも
- 三 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額除く。第二十一条において同じ。)に相当する額
- 四 期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における 当該上回る額の五十パーセントに相当する額 人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャー 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合において、 事業法
- 2 含む。 然性を有する株式等 額 は発行時の基本的項目の額及び当該発行予定株式等の額の合計額 ステップ・ の発行について、 アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋 (海外特別目的会社の発行する優先出資証券を 発行予定株式等及び発行済株式等の合計

控除した額

- 証券化取引に伴い 増加した自己資本に相当する額
- ものに限る。 算入される額 負債の時価評価 により生じた時価評価差額であって自己資本に (農林中央金庫の信用リスクの変動に基づく
- 前払年金費用の額
- 自己保有普通出資の額
- 六 五 四 三 意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額
 - 少数出資金融機関等の普通出資の
 - 特定項目に係る十パーセント基準超過額
- 特定項目に係る十五パーセント基準超過額
- 七 その他Tier1資本不足額
- 3 をいう。 残余財産の分配について、 項の 「普通出資」とは、 次に掲げる要件の全てを満たす出資 農林中央金庫の会員が法に基づ いて

払込みを行った出資と同等の劣後的内容を有するものであること

- 他の事情に応じて公平に割当てを受けるものであること。 段に対する分配が行われた後に、 残余財産の分配について 他の優先的内容を有する資本調達手 出資者の保有する出資の数その
- 償還期限が定められておらず 償還されるものでないこと。 かつ、 法令に基づく場合を除き
- 四 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめて

- の十五パーセントを限度とする。
- 3 は 海外特別目的会社の発行する優先出資証券の基本的項目 発行時の基本的項目の二十五パーセントを限度とする。 、の算入
- 4 す場合に限り 前項の優先出資証券については、 当該優先出資証券に係る連結子法人等の少数株主持 次に掲げる条件のすべてを満た
- 分について基本的項目に算入できる。
- 非累積的永久優先出資であること。
- 無担保で、 かつ、 他の債務に劣後する払込済のものであること
- るものであること。 業務を継続しながら農林中央金庫内の損失の補てんに充当され 発行代り金が農林中央金庫に即時かつ無制限に利用可能であり
- 5 できるものについて前項の適用があるものとする。 るものであり、 後五年を経過した日以降に海外特別目的会社の任意により実行され 第三項の優先出資証券について、 かつ、 次のいずれかのときに限り償還を行うことが 償還を行う場合に当該証券発行
- 率を維持することができると見込まれるとき。 当該償還を行った後において農林中央金庫が十分な自己資本比
- 当該償還の額以上の額の資本調達を行うとき。
- 6 う蓋然性が高いと認められるときは、 せする特約を付す場合において、 大なものであるために、 第三項の優先出資証券に 債務者である海外特別目的会社が償還を行 こついて、 当該ステップ・アップ金利等が過 ステップ・アップ金利等を上乗 第四項の適用はないものとす

おらず、 かつ、 当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこ

五. 度額に関する法令の規定により制限される場合を除き、 額を基礎として算定されるものでなく 配当について上限額が定められていないこと。 い範囲内で行われ、 剰余金の配当が法令の規定に基づき算定された限度額を超えな 法に基づく場合を除きその額が出資の払込金 剰余金の配当の限 剰余金の

とができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるもの でないこと。 剰余金の配当について、 発行者の完全な裁量により決定するこ

を有するものでないこと。 剰余金の配当について、 他の資本調達手段に対して優先的内容

八 該発行者に生じる損失を公平に負担するものであること。 他の資本調達手段に先立ち、 発行者が業務を継続しながら、 当

九 を判断するに当たり、 発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうか 当該発行者の債務として認識されるもので

計上されるものであること。 払込金額が適用される企業会計の基準において会員勘定として

必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでない 発行者により現に発行され、 払込済みであり、 カ 7 取得に

担保権により担保されておらず かつ、 発行者又は当該発行

る。

7

第 項中 「その他有価証券」 とは、 財務諸表等規則第八条第二十

二項に規定するものをいう(以下この章において同じ。)。

するための特約が定められていないこと。は経済的に他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものと者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又

又は決定に基づき発行されたものであること。 十三 総会、理事会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議

(その他Tier1資本の額)

係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。 第十八条 第十四条第二号の算式において、その他Tier1資本に

その他Tier1資本調達手段に係る会員勘定の額(外部流

一 その他Tier1資本調達手段に係る負債の額

予定額を除く。

2 第十四条第二号の算式において、その他Tier1資本に係る調三 特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額

整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

二 意図的に保有している他の金融機関等のその他Tie

1 資本

(補完的項目)

第十八条 目の額をいう。 オ ケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及び 額を超えない額) 完的項目の額を控除した額を超えない額 げるものの合計額のうち、 を採用した場合にあっては ット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、 般貸倒引当金については、 第十四条の算式において補完的項目の額は、 ショナル 以下この章において同じ。) に相当する額とする。 ・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して 基本的項目の額 第百二十九条第二号に掲げる額、 第十四条の算式の分母 ただし、 (第十四条の算式にマーケ (前条に定める基本的項 から次条に定める準補 第三号イに掲げる (内部格付手法 基本的項目の 次の各号に掲

調達手段の額

- 四三 少数出資金融機関等のその他T i е r 1資本調達手段の額
- その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額
- 五 Tier2資本不足額
- 3 に掲げる要件の全てを満たすものの額とする。 資本調達手段の額は、 項 第三号に掲げる特別目的会社等の発行するその他Ti 特別目的会社等の資本調達手段のうち、 е 次 r
- 1資本調達手段に該当するものであること。 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段がその他Ti е r
- 額を当該特別目的会社等の親法人等である農林中央金庫が即時 つ無制限に利用可能であること。 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全 か
- その 前号の発行代り金を利用するために発行される資本調達手段が 他 Ti е r1資本調達手段に該当するものであること。
- 兀 主等の議決権の全てを保有すること。 当該特別目的会社等の親法人等である農林中央金庫がその総株
- 4 ものを除く。 規定する普通出資をいう。 掲げる要件の全てを満たす資本調達手段 項及び前項の をいう。 ーその他Ti 以下この章において同じ。 e r 1資本調達手段」 (普通出資(前条第三項に)に該当する とは、 次に
- 発行者により現に発行され カ う つ 払込済みのものであること
- 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更

毎年、 除して得た額とする。 ができるものとし、 得た額の合計額) ントを限度として算入することができるものとする。 る期限付優先出資 できるものとし、 これを切り上げた年数) 号に定める額の○・六パーセントを限度として算入することが 貸借対照表計上額に残存年数(一年未満の端数がある場合は 第五号に掲げる期限付劣後債務及び第六号に掲げ 0) (残存期間が五年以内になったものにあっては、 第三号ロに掲げる額については、 一 三 五 については、 から一を減じた数を乗じ、 パーセントを限度として算入すること 基本的項目の額の五十パーセ その額を五で 第百二十九条

除した額が正の値である場合の当該控除した額 セントに相当する額 が正の値であるときにおける当該合計額とする。 から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延ヘッジ損益の合計 ッジ会計を適用する場合にあっては、 有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。 その他有価証券 について貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控 (第二十条第一 項第一号に規定する意図的に保 貸借対照表計上額の合計額 (ただし、 の四十五パー 繰延

セントに相当する額 次に掲げるものの合計額

土地の再評価額と再評価

の直

. 前

の帳簿価額の差額の四十五

- 1 般貸倒引当金
- 口 が :事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポ 内 ご部格付手法を採用した場合において、 適格引当金の合計

|あること。| |について、発行者の他の債務に対して劣後的内容を有するもので|

ものとするための特約が定められていないこと。 経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有すると密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者

こと。 特約その他の償還を行う蓋然性を高める特約が定められていない 側 償還期限が定められておらず、ステップ・アップ金利等に係る

行っていないこと。
「信還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が

ハーその他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

らして適切と認められる条件により、当該償還又は買戻しの(1) 償還又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照

る額ージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該上回

イ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであるこ四 負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するもの

次項に規定する場合を除き、償還されないものであること。

口

ද

れるものであること。 業務を継続しながら農林中央金庫内の損失の補てんに充当さ

一利払いの義務の延期が認められるものであること。

六 期限付優先出資

2 前項第四号から第六号までに掲げるものにとができるものに限り、同項第四号から第六号に掲げるものの期間である場合には、当該償還等が債務者である農林中央金庫の任意によるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還等を行うによるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還等を行うによるものとする。

比率を維持することができると見込まれるとき。 当該償還等を行った後において農林中央金庫が十分な自己資

二 当該償還等の額以上の額の資本調達を行うとき。

3 第一項第四号から第六号までに掲げるものについて、ステップ・

の時以前に行われること。以上の質が確保されるものに限る。)が当該償還又は買戻しための資本調達(当該償還又は買戻しが行われるものと同等

- より常に決定することができること。
 イ 剰余金の配当又は利息の支払の停止を発行者の完全な裁量に
- 金を発行者が完全に利用可能であること。 剰余金の配当又は利息の支払の停止により流出しなかった資
- | 一型の配当の限度額を超えない範囲内で行われるものである| | 一型の配当の限度額を超えない範囲内で行われるものである| | 一型の配当又は利息の支払が、法令の規定に基づき算定され

等が可能となる日をその償還期日とみなす。金庫が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初に償還・アップ金利等が過大なものであるために、債務者である農林中央アップ金利等を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ

- 態を基礎として算定されるものでないこと。

 ・ 利余金の配当額又は利息の支払額が、発行後の発行者の信用状
- ないこと。を判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるもので
- に類する特約が定められていること。 に類する特約が定められていること。 ときに単体普通出資等Tier1比率が当該水準を上回るために ときに単体普通出資等Tier1比率が一定の水準を下回った における単体普通出資等Tier1比率が一定の水準を下回った
- 又は間接に融通されたものでないこと。
 取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接下二。発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により
- 発行者の資本の増強を妨げる特約が定められていないこと。 て有利な条件で発行された場合には補償が行われる特約その他の 三 ある特定の期間において他の資本調達手段が発行価格に関し
- する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる十五 元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類

ることとなる場合は、この限りでない。 場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときは、元本の削減等が行われる旨の特約が定められていること。ただし、法令の規定に基づいて、元本の削減等を行う措置がと。ただし、法令の規定に基づいて、元本の削減等を行う措置がと。ただし、法令の規定に基づいて、元本の削減等を行う措置がといるに対して、これらの措置が講ぜられる必要があると認められ

合には、その他Tierl資本の額は、零とする。 整項目の額がその他Tierl資本に係る基礎項目の額を上回る場整項目の領がその算式において、その他Tierl資本に係る調

(Tier2資本の額)

第十九条 資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、 での期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除 での期間が五年以内になったものについては、 礎項目の額は、 して得た割合を乗じて得た額とする。 算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限ま 第十四条第三号の算式において、 次に掲げる額の合計額とする。 T i カ 貸借対照表計上額に er2資本に係る基 つ、 ただし、 当該償還期限ま T i e r 2

を除く。) Tier2資本調達手段に係る会員勘定の額(外部流出予定額

一 Tier2資本調達手段に係る負債の類

三 特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額

四 次に掲げる額の合計額

(準補完的項目)

第十九条 以下である場合においては、 さい額を超えない額に相当する額とし、 は、 得た額の合計額の四パーセントに相当する額を上回る場合において オペレーショナル の信用リスク・ の合計額の七分の五に相当する額及び基本的項目の額のうち最も小 ントに相当する額 の額が同条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額及び 短期劣後債務の合計額のうち、 第十四条の算式において準補完的項目の額は、 アセ ・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して 第 一十二条に定めるマー 0 額 算入しないものとする。 の合計額 当該上回る額の二百五十パーセ 0 匹 基本的項目の額が第十四条 ケット・ セントに相当する額 リスク相当額 基本的 項目

合にあっては、当該乗じて得た額とする。) 信用リスク・アセットの額の合計額(農林中央金庫が内部格付 手法を採用した場合にあっては、第百二十九条第二号に掲げる 手法を採用した場合にあっては、第百二十九条第二号に掲げる

□ 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合において、適格 別当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテー おける当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を 控除した額(当該額が第百二十九条第一号に定める額に○・六 で得た額とする。)

2 第十四条第三号の算式において、Tier2資本に係る調整項目

自己保有Tier2資本調達手段の額

次に掲げる額の合計額とする。

の額は、

段の額 一 意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手

四 その他金融機関等のTier2資本調達手段の額三 少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額

満たすものを除く。)の額とする。 高要件の全てを満たすもの(前条第三項各号に掲げる要件の全てを 調達手段の額は、特別目的会社等の資本調達手段のうち、次に掲げ 第一項第三号に掲げる特別目的会社等の発行するTier2資本

- 調達手段に該当するものであること。 主資をいう。以下この章において同じ。)又はTier2資本調達手段(前条第四項に規定するその他Tier1資本調当該特別目的会社等の発行する資本調達手段がその他Tier
- つ無制限に利用可能であること。額を当該特別目的会社等の親法人等である農林中央金庫が即時的品が出する。
- 当するものであること。 その他Tierl資本調達手段又はTier2資本調達手段に該三 前号の発行代り金を利用するために発行される資本調達手段が
- 一 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること資本調達手段に該当するものを除く。)をいう。要件の全てを満たす資本調達手段(普通出資又はその他Tier1 を r1 第一項及び前項の「Tier2資本調達手段」とは、次に掲げる
- 的内容を有するものであること。 について、発行者の他の債務(劣後債務を除く。)に対して劣後について、発行者の他の債務(劣後債務を除く。)に対して劣後一 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更
- 経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有すると密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者

ものとするための特約が定められていないこと。

匹 こと。 期間が五年以上であり、 約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約が定められていない 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの かつ、 ステップ・アップ金利等に係る特

五. 掲げる要件の全てを満たすものであること。 後五年を経過する日前)に発行者の任意による場合に限り償還等 を行うことが可能であり、 的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことにつ いてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、 償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後 かつ、 償還等又は買戻しに関する次に (発行の目 発行

じめ農林水産大臣及び金融庁長官の確認を受けるものとなって いること。 償還等又は買戻しに際し、 自己資本の充実について、 あらか

口 が行っていないこと。 償還等又は買戻しにつ いての期待を生ぜしめる行為を発行者

その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) と同等以上の質が確保されるものに限る。 照らして適切と認められる条件により、当該償還等又は買戻 .買戻しの時以前に行われること。 のための資本調達 償還等又は買戻しが行われる場合には、 (当該償還等又は買戻しが行われるもの 発行者の収益性に が当該償還等又

(2) 償還等又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の単

体自己資本比率を維持することが見込まれること。

- ついての特約が定められていないこと。
 一発行者が債務の履行を怠った場合における期限の利益の喪失に
- 態を基礎として算定されるものでないこと。 剰余金の配当額又は利息の支払額が、発行後の発行者の信用状

- 十 元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負担する。ただし、法令の規定に基づいて、元本の削減等を行う措置が講ぜられる場合又は公的機関による資金の援助その他これに類する。 まだし、法令の規定に基づいて、元本の削減等を行う措置が講情とれる場合は、この限りでない。
- の額がTier2資本に係る基礎項目の額を上回る場合には、Ti「第十四条第三号の算式において、Tier2資本に係る調整項目

5

12資本の額は、零とする。

(調整項目の額の算出方法)

る。
コ項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とす、工項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とす第二十条 第十七条第二項第二号、第十八条第二項第一号及び前条第

- 一 第十七条第二項第二号に掲げる自己保有普通出資の額は、農林中央金庫が農林中央金庫の資本調達手段(自己優先出資に該当すける当該資本調達手段(次号及び第三号、次項並びに次条第二項ける当該資本調達手段(次号及び第三号、次項並びに次条第二項ける当該資本調達手段(次号及び第三号、次項並びに次条第二項間出資に該当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。)におりる当該資本調達手段(次号及び第三号、次項並びに次条第二項間出資に該当するものの額とする。
- 資本調達手段に該当するものの額とする。 調達手段の額は、自己保有資本調達手段のうちその他Tier1 第十八条第二項第一号に掲げる自己保有その他Tier1資本
- 当するものの額とする。

 当するものの額とする。

 三 前条第二項第一号に掲げる自己保有Tier2資本調達手段の
- ときは、当該自己保有資本調達手段と対応するショート・ポジショ己保有資本調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有する 前項各号に定める額を算出する場合において、農林中央金庫が自

(控除項目)

合計額とする。 第二十条 第十四条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の

- 意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段の額
- 第二項第二号の規定により控除されることとなる額第五十六条の五第二項第二号、第百二条及び第百五十四条の二
- 当該上回る額の五十パーセントに相当する額 期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における 人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合において、事業法
- となる株式等エクスポージャーの期待損失額四 第百四十三条第一項第二号に定める PD/LGD 方式の適用対象
- 項目の額の合計額
 九条の五第二項において準用する場合を含む。)に規定する控除五条の五第二項において準用する場合を含む。)に規定する控除五
- 2 前項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本とこができる。この場合において、同表の各号の下欄に掲げる調達手段が当該他の金融機関にとって次の表の各号の上欄に掲げる関連手段が当該他の金融機関にとって次の表の各号の上欄に掲げる

ンを相殺することができる。

二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。第十七条第二項第三号、第十八条第二項第二号及び前条第二項第

等が意図的に農林中央金庫の普通出資 資本調達手段をいう。 いて同じ。 の算出に当たり連結の範囲に含まれる者を除く。 機関等の普通出資の額は、 て同じ。 おいて同じ。 ものを構成するものに限る。 おいて第十四条第三号の算式における総自己資本の額に相当す れる経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準 金融機関の資本調達手段にあっては、 し普通出資 図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段 結自己資本比率 を除く。 システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の を主たる事業として営む者 に準ずる外国の者又は金融業、 er2資本調達手段のいずれにも該当しない資本調達手段 第十七条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融 を保有していると認められ、 (以下この章において (普通出資、 との間で相互に自己資本比率を向上させるため、 (第二条に規定する連結自己資本比率をいう。 その 他 T i 以下この条及び次条第三 その他 Ti 農林中央金庫が金融機関若しくはこれ (これに準ずる外国の者を含み、 е をいう。)を含む。 保険業その他の業種に属する事 r 1資本調達手段又はTi 「他の金融機関等」といい е 当該規制金融機関に適用 r1資本調達手段又はT その かつ、 他 T 一項第一号へにお 当該他の金融機 (普通出資 以下この章に 以下この条 e r (規 (み・ 金

くことができる額は、当該各号の上欄に掲げるものの額とする。が同表の当該各号の上欄に掲げるものの額を超えるときは、当該除

る場合における当該上回る額		19.31	調
の上欄に掲げるものの額を上回		1241	関
ロ 前号の下欄に掲げる額が同号			V
的項目に算入されないものの額			2
イ 短期劣後債務のうち、準補完	準ずるもの	, -,	に
次に掲げるものの合計額	三 短期劣後債務及びこれに	<u> </u>	る
		· - I	に
る場合における当該上回る額			さ
の上欄に掲げるものの額を上回		114.21	制
ロ 前号の下欄に掲げる額が同号		- 1	il
的項目に算入されないものの額		011	な
六号に掲げるもののうち、補完	にこれらに準ずるもの	76.1	意
イ 第十八条第一項第五号及び第	び第六号に掲げるもの並び	-,-,	お
次に掲げるものの合計額	二第十八条第一項第五号及	<u>'</u>	\smile
		~	連
に算入されないものの額	るもの	— і	者
でに掲げるもののうち、補完的項目	掲げるもの及びこれに準ず	11324	融
第十八条第一項第一号から第四号ま	一 第十八条第一項第四号に	// //	業
		,, ,,	れ
自己資本比率の算出の際の額	他の金融機関の資本調達手段	113-41	融
	_	_	

手段」という。)のうち普通出資に該当するものの額とする。 でおいて「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達 おける当該他の金融機関等の対象資本調達手段(次号及び第三号 おける当該他の金融機関等の対象資本調達手段(次号及び第三号 おける当該他の金融機関等の対象資本調達手段(次号及び第三号 において「意図的に保有している他の金融機関等が他の法人等に対する投 場合(農林中央金庫又は他の金融機関等が他の法人等に対する投 と記められる場合との他これに準ずる場合を含む。)に はいると認められる場合に はいると認められる場合に はいると認められる。

- 1資本調達手段に該当するものの額とする。 ている他の金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier 機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、意図的に保有し ニ 第十八条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融
- 芸当するものの額とする。 等のTier2資本調達手段のうちTier2資本調達手段に金融機関等の対象資本調達手段の額は、意図的に保有している他のののでは、意図的に保有している他の金融機関

 $4 \mid$

他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて農林中一世の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて農林中央金庫がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第八項において同いない他の金融機関等をいう。以下この項及び第八項において同じ。)の対象資本調達手段を農林中央金庫がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第八項において同じ。)の対象資本調達手段を農林中央金庫が保有している場合(農林中央金庫がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している場合(農林中央金庫がその総関等の対象資本のでは、次に対して、大学に関する行為を通じて農林中他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて農林中他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて農林中他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて農林中で、

割合をいう。 ものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た 第三号において同じ。 除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。 額から同条第一 資に係る十パーセント基準額 ける当該対象資本調達手段の額の合計額 その他これに準ずる場合を含み、 央金庫が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合 数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通出資に該当する 少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。)から少数出 (当該額が零を下回る場合には、 第十八条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他T 一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控 を乗じて得た額とする。)に少数出資に係る普通出資保有割合 (同条第一 零とする。 前項各号の場合を除く。 項各号に掲げる額の合計 (以下この項において をいう。 を控除した額 次号及び (少

ちTier2資本調達手段に該当するものの額を少数出資に係る 対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。 資本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に該当するも 係るその他Tier1資本保有割合 本調達手段の額は、 合をいう。 r2資本保有割合 前条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTi er1資本調達手段の額は、 額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割 を乗じて得た額とする。 (少数出資金融機関等の対象資本調達手段のう 少数出資調整対象額に少数出資に係るTi 少数出資調整対象額に少数出資に (少数出資金融機関等の対象 を乗じて得 e r 2資

た額とする。

- 定めるところにより算出した額とする。第十八条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に
- に該当するものの額とする。 資本調達手段」という。)のうちその他Tier1資本調達手段 本調達手段(以下この条において「その他金融機関等に係る対象 保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ず る投資その他これに類する行為を通じて農林中央金庫が実質的に 調達手段を農林中央金庫が保有している場合 他の金融機関等又はこれに準ずる外国の者をいう。 その総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している る場合を含み、 第十八条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他Ti r1資本調達手段の額は、 第三項各号の場合を除く。 その他金融機関等 における当該対象資 (他の法人等に対す (農林中央金庫が)の対象資本
- 第十七条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準ちTier2資本調達手段に該当するものの額とする。問達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうる。

6

超過額は、

次に掲げる額の合計額とする。

号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額(第十七一名の他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該

当該額が零を下回る場合には、零とする。)得た額をいう。次号及び第三号において同じ。)を控除した額(

- た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)に限る。)の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除し二無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの二
- 7 第十七条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基場合には、零とする。) 目に係る十パーセント基準額を控除した額(当該額が零を下回る三 繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)の額から特定項

準

-超過額は、

次に掲げる額の合計額とする。

次号及び第三号において同じ。 除した額 を乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。 げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセント 号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲 項第五号に掲げる額を控除した額をいう。 繰延税金資産 ビシング・ライツに係るものに限る。 うち普通出資に該当するもの、 対象額(特定項目 特定項目に係る調整対象額 をいう。)から特定項目に係る十五パーセント基準額 (当該額が零を下回る場合には、 以下この号において同じ。 時差異に係るものに限る。 (その他金融機関等に係る対象資本調達手段の (特定項目に係る十パーセント基準 無形固定資産 に、 その他金融機関等に係る対 次号において同じ。 零とする。 の額から第十七条第一 以下この項において同 第三号において同じ (モーゲージ・サー (同条第一項各 をいう。) を 控 及び

象額で除して得た割合を乗じて得た額号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものの額から前項第一

- 象額で除して得た割合を乗じて得た額号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対二特定項目に係る調整対象額に、無形固定資産の額から前項第二
- 象額で除して得た割合を乗じて得た額号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対別に関する場所である。
- 8 第四項各号及び第五項各号に定める額並びに第六項第一号及び前程第一号に掲げる額を算出する場合において、農林中央金庫が少数金額を調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本調達手段と対応するショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本調達手段と対応するショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本調達手段と対応するショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本調達手段と対応するショート・ポジションを開設する。

9

第四項各号及び第五項各号に定める額並びに第六項第一号及び第 大項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象資本調達手段があるときは、当該対象資本調達手段に該当する対象資本調達手段があるときは、当該対象資本調度手段である。 ただし、第一号に 大事情その他の事情を勘案して農林水産大臣及び金融庁長官が承認 した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとす した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとす ことができる。ただし、第一号に は、当該対象資本調 ときば、当該対象資本調 を事情その他の事情を勘案して農林水産大臣及び金融庁長官が承認 は、当該対象資本調 ときば、当該対象資本調 を事情をあるときば、当該対象資本調 は、当該対象資本調

- 資本調達手段
 ための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった
 ための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった
- 達手段 一 引受けにより取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調
- 10 第六項第三号及び第七項第三号並びに第十七条第二項第一号口に相殺することができる。
 相殺することができる。
 相殺することができる。
- 次に定めるところにより算出した額とする。 11 第十七条第二項第七号及び第十八条第二項第五号に掲げる額は、
- る。 第十七条第二項第七号に掲げるその他Tier1資本に係る調 、第十四条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る調 整項目の額からその他Tier1資本に係る調 を控除 をでは、零とする。)とす

を下回る場合にあっては、零とする。)とする。 四条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額を控除した額(当該額が零四条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額か

(信用リスク・アセットの額の合計額)

- 入しない場合 次に定めるもの 第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算
- ○○○ 合にあっては、その他資産に対して計上されているものに限る合にあっては、その他資産に対して計上されているものに限るイ 個別貸倒引当金(農林中央金庫が内部格付手法を採用した場
- 口 特定海外債権引当勘定
- 二派生商品取引に係る資産
- ホ 有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る

未収金

(信用リスク・アセットの額の合計額)

百二十九条に定めるものをいう。十五条に定めるものを、内部格付手法を採用した場合にあっては第計額は、農林中央金庫が標準的手法を採用した場合にあっては第二紀二十一条 第十四条の算式において信用リスク・アセットの額の合

- しない。

 めるものについては信用リスク・アセットの額を算出することを要めるものについては信用リスク・アセットの額を算出することを要要権中央金庫は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定
- 承諾見返勘定に相当する額 る ない場合 未収金に相当する額及び前条第 額、 た場合にあっては、 固定資産に相当する額 第十四条の算式にマー 有価)に相当する額 証券等及びその 営業権に相当する額、 その他資産に対して計上されているものに限 特定海外債権引当勘定に相当する額 対価の受渡し又は決済を行う取引に係る 個別貸倒引当金 ケット・リスク相当額に係る額を算入し 派生商品取引に係る資産に相当する 一項に定める控除項目の額 企業結合により計上される無形 (内部格付手法を採用し 支払

のの額に相当する部分 整項目の額又はTier2資本に係る調整項目の額とされたも 下1資本に係る調整項目の額、その他Tier1資本に係る調 整項目の額又はTier2資本に係る調整項目の額とされたも のの額に相当する部分

額に相当する部分 第十七条第四項の規定により繰延税金負債の額と相殺された

でに定めるもの及び特定取引勘定の資産ケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号イからトま二 特定取引勘定を設けた場合において第十四条各号の算式にマー

からトまでに定めるもの及び農林中央金庫における特定取引等ににマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号イ三 特定取引勘定を設けていない場合において第十四条各号の算式

[略]

兀

略

係る資産

を算出することを要しない。
ーのうち、次に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額3 第一項の規定にかかわらず、清算機関等に対するエクスポージャ

•二 (略)

(マーケット・リスク相当額の合計額)

第二十二条 第十四条各号の算式においてマーケット・リスク相当額

び特定取引勘定の資産ト・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの及ト・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの及特定取引勘定を設けた場合において第十四条の算式にマーケッ

るもの及び農林中央金庫における特定取引等に係る資産ーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号に定め三 特定取引勘定を設けていない場合において第十四条の算式にマ

出することを要しない。
次の各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算る。農林中央金庫は、清算機関等に対するエクスポージャーのうち、

一・二 (略)

(マーケット・リスク相当額の合計額)

第二十二条 第十四条の算式においてマーケット・リスク相当額の合

の合計額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるの合計額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める。。

一•二 (略)

(オペレーショナル・リスク相当額の合計額)

相当額は、第八章に定めるところにより算出するものとする。二十三条 第十四条各号の算式においてオペレーショナル・リスク

の下限)の下限)の下限)に対しては先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本のでである。

ト調整額」という。)を第十四条各号の算式の分母に加えなければ号に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額を上回る当該各号に定める率を乗じて得た額から新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を上回る第二十四条 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、次の各

信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。とし、第七章に定めるところにより算出するものの合計額とする。かびにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署において、るものについては対象に含めることができる。この場合において、るものについては対象に含めることができる。本支店間の取引を含むるのについては対象に含めることができる。かが評価をしているものについては対象に含めることができる。とし、第七章に定めるところにより算出するものの合計額とする。

一・二 (略)

(オペレーショナル・リスク相当額の合計額

額は、第八章に定めるところにより算出するものとする。第二十三条 第十四条の算式においてオペレーショナル・リスク相当

算式の分母に加えなければならない。 第二十四条 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、次の各第二十四条 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、次の各第二十四条 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、次の各

ならない。

(略)

母に加えなければならない 除した額に十二・五を乗じて得た額 を上回る場合には、 げる期間において、 本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額 農林中央金庫が先進的計測手法を採用した場合は、 ・リスク相当額調整額 オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資 当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控 という。) (次項において「オペレーショ を第十四条各号の算式の分 次の各号に掲

調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十四条各号 算式の分母に加えなければならない。 前二項の規定にかかわらず、農林中央金庫が第一項の規定に該当 かつ、前項の規定に該当する場合には、 信用リスク・アセット

する計算方法により算出した額の合計額から同条第 た手法とし、 部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いてい げる額のそれぞれにつき計算する場合において、 条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第十 る額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。 項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」 一項各号 当該部分以外の部分については現在用いている手法と 第十八条第一 一項各号及び第十九条第一 信用リスクに係る 一項第四号に掲 とは、 一項各号に掲 第十四

(略

2 第十四条に定める算式の分母に加えなければならない。 める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資 において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。 を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額 本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額 農林中央金庫が先進的計測手法を採用した場合は、 次の各号に定 (次項

_· (略

3 Ļ 調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十四条に定 前二項の規定にかかわらず、 かつ、 前項の規定に該当する場合には、 農林中央金庫が第一項の規定に該当 信用リスク・ アセット

める算式の分母に加えなければならない。

4 条第一 する計算方法により算出した額の合計額から第十八条第 た手法とし、 部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いてい 条に定める算式の分母の額にハパーセントを乗じて得た額 に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額を れる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」 項各号に掲げる額及び第1 当該部分以外の部分については現在用いている手法と 一十条の定めるところにより控除さ とは、 項第一 第十七 第十四

ئ و

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る部分については鬼在用いている手法とする計算する場合において、オ 第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、オ アルーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使 用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分 については現在用いている手法とする計算方法により算出した額を控除した額をいう。

の合計額から同条第一項第四号に掲げる額を控除した額をいう。 二項各号、第十八条第二項各号及び第十九条第二項各号に掲げる額 二項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十四条各号 6

、セットの額の合計額) (農林中央金庫が標準的手法を採用した場合における信用リスク・

るオフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及びし、第五節に定めるリスク・ウェイトを資産の額又は第三節に定めに、第五節においてリスク・ウェイトを資産の額又は第三節に定めている場合には、同節の規定により算出した額とする。一 第二節に定めるリスク・ウェイトを資産の額又は第三節に定める。一 第二節に定めるリスク・ウェイトを資産の額又は第三節に定める。

の合計額から第十八条第一項第三号に掲げる額を控除した額をいう 「個名号に掲げる額及び第二十条の定めるところにより控除される額 「明本ののののでは、第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十四条に定 の合計額がら第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十四条に定

アセットの額の合計額)(農林中央金庫が標準的手法を採用した場合における信用リスク

第 資産の までの規定により算出された信用リスク・ た額並びに第五十六条の五及び第 定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得 ・アセットの額の合計額とは、 一十五条 額又は第三節に定めるオフ・ 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合の信用リスク 第 百二 一節に定めるリスク・ウェイトを ランス取引若しくは第四節に 一十三条から第 アセットの額の合計額を 一百二十九条

の五及び第二百二十三条から第二百二十九条までの規定により算長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第五十六条

出された信用リスク・アセットの額の合計額

二 第六章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額

(第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー)

第四十一条 第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク 第四十一条 第一種金融商品取引業者がバーゼル銀行監督委のよの定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準(金融商品取引業者がバーゼル銀行監督委

(法人等向けエクスポージャー)

第四十二条 (略)

(重要な出資のエクスポージャー)

第五十三条の二 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合にあって

算出方法が定められている場合にはこれに従う。いう。ただし、第五節においてリスク・ウェイト又は与信相当額

(第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー)

経営管理会社についても、同様とする。 ・ウェイトは、当該第一種金融商品取引業者がバーゼル銀行監督委む。)の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)を含取引業者がバーゼル銀行監督委託。)の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。 を含いても、同様とする。

(法人等向けエクスポージャー)

第四十二条 (略)

トとする。
- 法人等向けエクスポージャーが無格付の場合、そのリスク・ウェーを対している。ただし、当該法人等が設立された国の中央政府の格付又はカントリー・リスク・スコアに対応するリスの中央政府の格付又はカントリー・リスク・ファースク・ウェースとする。

(新設)

2 条の二 は第二 条の二第 四条第三号の算式における総自己資本の額 算出した額とする。 関等をいい、 出する場合にあっては第八条第八項第一 する者に限り、 権 いて同じ。 て得た額をいい を算出する場合にあっては第二条第三号の算式における総自己資本 定する連結自己資本比率をいう。 率をいう。 の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額 のリスク・ウェイトは、 額 の百分の十を超える議決権を保有している法人等 ーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以 第三十三条から前条までの規定にかかわらず、 項の場合において、 (この条及び第百五十五条の二の規定の適用がないものとして (次項及び第百五十五条の二において 一十条第五項第 重要な出資に係る十五パーセント基準額)に係る出資 0 規定の適用がないものとして算出した額とする。 一項において同じ。 に十五パーセントを乗じて得た額をいう。 以下この条において同じ。 単体自己資本比率 その他金融機関等 単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十 次項において同じ。 (令第七条第五項第三号に規定する出資をいう 号に規定するその他金融機関等をいう。 対象出資のうち同項の規定により千二百 千二百五十パ を上回る部分に係るエクスポージャ (第十四条に規定する単体自己資本 以下この条において同じ。 (連結自己資本比率 号に規定するその他金融機 セントとする。 を算出する場合にあって に十五パ (この条及び第百五十五 「対象出資」という。 (連結自己資本比率 ーセントを乗じ 総株主等の (営利を目 (第 第百五十五 次項にお 二条に規 1的と 議決

百五十五条の二第二 体自己資本比率を算出する場合にあっては第十四条第三号の算式に おける総自己資本の額に六十パーセントを乗じて得た額をいい 連結自己資本比率を算出する場合にあっては第二条第三号の算式に る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、 おける総自己資本の額に六十パーセントを乗じて得た額をいう。 ーセントとする。 一項において同じ。 を上回るときは、 千二百五十 その上

ヤー) (特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージ

第五十三条の三 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合にあって

第三十三条から前条までの規定にかかわらず、

特定項目

(第八

十四条第一号の算式における普通出資等Tier1資本に係る調整 条第十項第一号又は第二十条第七項第一号に規定する特定項目をい 第百五十五条の三において同じ。 のうち第二条第 一号又は第

ウェイトは、 二百五十パーセントとする。

項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーのリスク

(与信相当額の算出)

第五十六条 (略)

2 \ 4

(略)

信相当額の算出に当たっては、 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、 CVAの影響を勘案してはならない この節における与

(新設)

第五十六条 (与信相当額の算出) (略)

2 \ \ 4

(略

(新設)

- 76 -

0

場合は、信用リスク・アセットの額の算出において、与信相当額に場合は、信用リスク・アセットの額の算出において、与信相当額にの規定にかかわらず、農林中央金庫が標準的手法を採用した

ついてCVAの影響を勘案することができる。

(期待エクスポージャー方式)

第五十六条の四(略)

で加重平均した洲沙EPEを用いるものとする。 一方式を用いるときは、ネッティング・セット(当該ネッティング・セットに含まれる担保については適格金融資産担保に限る。以下同じ。)ごとに、与信相当額は第一号に掲げる算式により第出される関とする。ただし、当該ネッティング・セットを構成する全ての取額とする。ただし、当該ネッティング・セットを構成する全での取割における最も長い満期が一年未満である場合には、第二号に定める洲沙EPEの算出に当たって、当該満期までの間に同号のAtkの加重平均した洲沙EPEを用いるものとする。

一~三 (略)

(新設)

(期待エクスポージャー方式)

第五十六条の四 (略)

2

より、 この条、 に定める州浴EPEの算出に当たって、 ての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、 れる額とする。ただし、当該ネッティング・セットを構成するすべ 号に掲げる算式の算出に要する無対EPEは第二号に掲げる算式に △ t kで加重平均した洲郊EPEを用いるものとする。 いて同じ。) ごとに、与信相当額は第一号に掲げる算式により、 セットに含まれる担保については適格金融資産担保に限る。以下 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に期待エクスポージャ 方式を用いるときは、 同号に掲げる無浴田田はは第三号に掲げる算式により算出さ 第五十六条の四の三第十一号及び第百三十五条第七項にお ネッティング・セット 当該満期までの間に同号の (当該ネッティング

一~三 (略)

(新設)

きくなるものを用いなければならない。

は、αは一・二とする。 ただし、推計した αが一・二を下回るとき推計することができる。ただし、推計した αが一・二を下回るとき定する αについて、次に掲げる要件を満たしているときは、独自に星 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、第二項第一号に規

 α が、全ての取引相手方に対するエクスポージャーに係る経済で加重平均したEPEを用いるものとする。 にだし、ネッティング・セットを構成する全ての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、EPEの算出に当たって、当該満期までの間にこの号の Δ t は、EPEの算出に当たって、当該満期までの間にこの号の Δ t は、EPEの算出を表する。

算式戦

。 スポージャーの額の推計において主要な要因を把握していること二 全ての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオのエク

三・四(略)

に、当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント(当該取り一人の一般を開か標準的手法を採用した場合は、ネッティング・セ

、αは一・二とする。 まだし、推計した αが一・二を下回るときはする αについて、次に掲げる要件を満たしているときは、独自に推す。 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、前項第一号に規定3

αが、すべての取引相手方に対するエクスポージャーに係る経済資本(リスク管理、資本配賦、業績評価その他の内部管理にお済資本(リスク管理、資本配賦、業績評価その他の内部管理におはより算出される値とする。ただし、ネッティング・セットを式により算出される値とする。ただし、ネッティング・セットを式により算出される値とする。ただし、ネッティング・セットを合には、EPEの算出に当たって、当該満期までの間にこの号の合には、EPEの算出に当たって、当該満期までの間にこの号の合には、EPEの算出に当たって、当該満期までの間にこの号の合には、EPEの算出に当たって、当該満期までの間にこの号の合には、EPEの算出に当たって、当該満期までの間にこの号の

(算式略)

クスポージャーの額の推計において主要な要因を把握しているこ二 すべての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオのエ

三・四 (略)

に、当該相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント(当該取4)農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、ネッティング・セージ・

号に規定する)と P E とする方法を使用することができる。 法に代えて、次に掲げる額のうち、いずれか小さい額を第二項第二 5 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、前項に規定する方 5

P Eに当該取引相手方に提供される全ての担保(日々の値洗いにグリーメントに基づく担保による効果を反映しない場合の涆浴E ネッティング・セットに係る取引相手方に対するマージン・ア

のうちいずれか大きい額を加えた額

二 次のイの算式により算出されたアドオンにロ又はハに掲げる額

よりその額が調整されるものを除く。

の額を加えた額

 $\forall \quad \mathcal{F} \not\vdash \mathcal{F} \mathcal{F} \mathcal{F} = \mathbb{E}[\max(\Delta MtM, 0)]$

E[]は、[]内の期待値

△ MtM は、リスクのマージン期間(マージン・アグリーメント に基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引 相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に

> ができる。 り同項第二号に規定する無数EPEを計測する方法を使用することり同項第二号に規定する無数EEtkに代えて、EEtkを用いることによじ。)において当該担保による効果を反映している場合には、第二測モデル(期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同をいう。次項において同じ。)に基づき、期待エクスポージャー計

二号に掲げる無浴EPEとする方法を使用することができる。 方法に代えて、次に掲げる額のうち、いずれか小さい額を第二項第 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合には、前項に規定する

加えた額 一ジャーの額をいう。) に次の算式により算出されたアドオンを担保の提供の請求権が発生する当該取引相手方に対するエクスポリー 閾値 (マージン・アグリーメントにおいて取引相手方に対して

.

期間をいう。)内における取引相手方との取引の時価の変化額 係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの を勘案してはならない。 ただし、マージン・アグリーメントに基づく担保による効果

る効果を反映した場合のネッティング・セットの現時点のエク けた担保(コールされたもの及び係争中のものを除く。 マージン・アグリーメントに基づき提供をし、 又は提供を受 こによ

おいて生じ得る最大のエクスポージャーの額 ける担保による効果を反映した場合のネッティング・セットに スポージャーの額 マージン・アグリーメントに基づき提供をし、 又は提供を受

7 | ティング・セットの区分に応じ、 Ľ |-前項第二号イのリスクのマージン期間は、 日々の値洗いにより担保の額が調整されるネッティング・セッ 当該イからニまでに定める期間とする。 次のイからニまでに掲げるネッティング・セットの区分に応 レポ形式の取引のみから構成されるネッティング・セット 当該各号に定めるところによる。 次の各号に掲げるネッ

口 ッティング・セット 流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネ 二十営業日

ロ又はハに該当するものを除く。

五営業日

業日 点で取引件数が五千件を超えたネッティング・セット 算出基準日を含む四半期の 期前の四半期内のいずれかの時

> の時点の期待エクスポージャー いては五営業日、それ以外のすべてのネッティング・セットに ついては十営業日を下回らないものとする。)内における最後

EE は、マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担 保の提供を受けた時点の期待エクスポージャー

マージン・アグリーメントの影響がないと仮定した場合の海炎

ΕPΕ

(新設)

	照企業の間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定
(新設)	10 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、取引相手方及び参
	ならない。
	合には、当該取引を当該ネッティング・セットから除外しなければ
	相関を持って増減するリスクをいう。以下同じ。)が特定された場
	する将来のエクスポージャーの額が、当該取引相手方の PD と高い
	な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスク(特定の取引相手方に対
	ットを構成する取引において、取引相手方及び参照企業の間に法的
(新設)	9 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、ネッティング・セ
	とも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。
	ィング・セットについては、同項のリスクのマージン期間の少なく
	以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネッテ
	同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合が三回
	によって調整する仕組みをいう。以下同じ。)に係る係争により、
	クスポージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額
	掲げるいずれかのネッティング・セットについて、担保額調整(エ
	連続する二の四半期の間に、同項第一号イからニまで又は第二号に
(新設)	8 前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の
	Fは前号の規定により算出されるリスクのマージン期間
	セット 〒+N-1
	二 N日ごとの値洗いにより担保の額が調整されるネッティング・
	ング・セット 十営業日
	ニーイからハまでに掲げるネッティング・セット以外のネッティー

該個別誤方向リスクの特性を勘案しなければならない。された取引に係る信用リスク・アセットの額の算出においては、当

を含む場合には、当該担保の価格変動を適切に反映しなければならーメントにより提供をし、又は提供を受ける担保が現金以外の資産11 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、マージン・アグリ

(承認の基準)

はならない。 とするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなけれ ージャー方式の使用について第五十六条の四第一項の承認をしよう 第五十六条の四の三 農林水産大臣及び金融庁長官は、期待エクスポ | 数

(略)

一 期待エクスポージャー管理部署は、適切なストレス・テスト(別待エクスポージャー計測モデルについて、将来のリスク・ファターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスポージャーの額と期待エクスとも月に一回以上実施し、その実施手続を記載した書類を作成しても月に一回以上実施し、その実施手続を記載した書類を作成しております。

(新設)

(承認の基準)

ばならない。 とするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなけれージャー方式の使用について第五十六条の四第一項の承認をしよう第五十六条の四の三 農林水産大臣及び金融庁長官は、期待エクスポ

(略)

リスク・ファクター 期待エクスポージャー ージャーの額と期待エクスポージャー計測モデルから算出される グ と期待エクスポージャー ターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスポージャー ス・テスト 期待エクスポージャー管理部署は、 を定期的に実施し (過去の期待エクスポージャー方式の適用対象となるエクスポ ·計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。 (期待エクスポージャー計測モデルについて、 0 変動に関する仮定を上回るリスク・ それらの実施手続を記載した書類を作成し の比較の結果に基づき、 の差異に関する分析を行うことをいう。 適切なバック・ 期待エクスポージ 及びストレ テスティン 将来の ファク

ていること。

(新設)

期待エクスポージャー管理部署は、適切なバック・テステ

の 二

スポージャーの額と期待エクスポージャー計測モデルから算出さイング(過去の期待エクスポージャー方式の適用対象となるエク

的に実施し、その実施手続、検証手続及びリスク指標の算出手続ージャー計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。)を定期れる期待エクスポージャーの比較の結果に基づき、期待エクスポ

| 二の三 | 期待エクスポージャー管理部署は、一般誤方向リスク(取を記載した書類を作成していること。

。)及び個別誤方向リスクの特定、モニタリング及び管理を行うを持つことによりエクスポージャーの額が増加するリスクをいう引相手方のPDと一般的な市場のリスク・ファクターが正の相関

三 (略)

ための体制を整備していること。

四 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独 立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後 定期的に、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変 に期的に、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変 が生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証 れが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証 は次に掲げる事項を含まなければならない。

イ (略)

ロ 第二号の二に定めるバック・テスティングに加え、農林中央

(新設)

三 (略)

四 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独四 期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそよって期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそよって期待エクスポージャー計測モデルがの重要な変にし、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後の 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独

イ (略)

口

第二号に定めるバック・テスティングに加え、農林中央金庫

な検証結果が得られること。造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当金庫のポートフォリオと期待エクスポージャー計測モデルの構

(略)

五~十二 (略)

十二の二 適切な担保管理(担保の再利用に係るものを含む。)に

準の正確な日次報告を行い、かつ、適切な担保管理に係る情報を係争の管理並びに個別の担保額、当初証拠金及び追加証拠金の水係る体制を整備するとともに、担保の計算及び徴求、担保に係る

号に掲げる要件を満たしていること。 ―三 αを独自に推計している場合には、第五十六条の四第四項各

理事に定期的に報告するための部門を設置していること。

額を算出する場合には、第二百四十七条の四の規定により適切に的リスク測定方式を用いて派生商品取引に係るCVAリスク相当承認を受けており、第二百四十七条の二第二項の規定により先進承認を受けており、第二百四十七条の二第二項の規定により先進一級を受けており、第二百四十七条の第出に当たって、第二百四十九条の一大四、農林中央金庫が債券等(第二百五十八条に規定する債券等を

(未決済取引)

CVAリスク相当額を算出する体制を整備していること。

第五十六条の五 (略)

ついて、当該取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の2 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、非同時決済取引に

証結果が得られること。照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検のポートフォリオと期待エクスポージャー計測モデルの構造に

へ (略)

五~十二 (略)

(新設)

号に掲げる要件を満たしていること。-三 αを独自に推計している場合には、第五十六条の四第三項各

(新設)

(未決済取引)

第五十六条の五 (略)

ついて、当該取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の2 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、非同時決済取引に

は、次に定めるところに従うものとする。 支払を行ったときであって、反対取引の決済が行われていないとき

・アセットの額とする。

・アセットの額とするリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク約定額に、取引の相手方の種類に応じ、第三十三条から第四十五約定額に、取引の相手方の種類に応じ、第三十三条から第四十五の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該非同時決済取引の一有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、反対取引

3 農林中央金庫は、前項第一号の場合において、非同時決済取引の全でに百パーセントのリスク・ウェイトで、当該非同時決済取引の全でに規定するリスク・ウェイトに代え第三十三条から第四十五条までに規定するリスク・ウェイトに代えるエクスポージャーの合計額が重要でないと認められるときは、

4 (略

(標準的ボラティリティ調整率)

とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っておティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象第七十一条 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に標準的ボラ

は、次の各号に定めるところに従うものとする。支払を行ったときであって、反対取引の決済が行われていないとき

構築コストの合計額)を自己資本から控除する。当該取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再反対取引の約定決済日の五営業日以降は、当該取引の約定額(

4 (略

(標準的ボラティリティ調整率)

とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整(エクスポーティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象第七十一条 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に標準的ボラー

は、 に 資産を保有すると仮定する期間をいう。 おいて同じ。 かつ、 次の各号に掲げる場合において、 保有期間)が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率 (ボラティリティ調整率を計算する際に、 当該各号に定めるものとする 以下この目から第四目まで 当該

2 (略)

(略

(ボラティリティ調整率の調整

第七十七条

間によるボラティリティ調整率の調整を省略することができる。 としている保有期間が最低保有期間を上回る場合には、 用いて行うものとする。ただし、当該ボラティリティ調整率が前提 る適格金融資産担保付取引の種類に応じてそれぞれにおいて定める ィ調整率が前提としている保有期間及び第一号イからニまでに掲げ は、当該適格金融資産担保付取引に用いようとするボラティリテ 前項に定める「最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整 (以下「最低保有期間」という。)に基づき、第二号の算式を 最低保有期

当該イからニまでに定める期間とする。 最低保有期間は、 次の からニ までに掲げる取引の区分に応じ

当するものを除く。 レポ形式の取引のうち担保額調整に服しているもの 五営業日

> 期間 掲げる場合において、 と仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。 て調整する仕組みをいう。 ージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によっ が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、 (ボラティリティ調整率を計算する際に、 当該各号に定めるものとする 以下同じ。)を行っており、 当該資産を保有する かつ、 次の各号に

(略)

2

(ボラティリティ調整率の調整)

第七十七条

2 としている保有期間が最低保有期間を上回る場合、最低保有期間に 用いて行うものとする。ただし、当該ボラティリティ調整率が前 期間(以下「最低保有期間」という。)に基づき、第二号の算式を る適格金融資産担保付取引の種類に応じてそれぞれにおいて定める よるボラティリティ調整率の調整を省略することができる ィ調整率が前提としている保有期間が、 は、当該適格金融資産担保付取引に用いようとするボラティリテ 前項に定める「最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整 第一号イからハまでに掲げ

いて定める期間とする。 最低保有期間 は 次に掲げる取引の種類に応じ それぞれにお

レポ形式の取引のうち担保額調整に服しているもの 五営業

日

第八十四条 5 2 \ 4 3 わらず、 (エクスポージャー の二前号の規定にかかわらず、 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は 保有期間の少なくとも二倍以上の期間を最低保有期間とみなす 低保有期間を超える清算期間を要する場合が三回以上生じたとき ずれかの取引について、 直近の連続する二の四半期の間に、 口 略) 半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティ ング・セット のうち担保額調整に服しているもの(ニに該当するものを除く 信用取引その他 ッティング・セット及び算出基準日を含む四半期の (略) 次の連続する一 流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネ その他資本市場取引 イ及びロに該当しない適格金融資産担保付取引 (略) 第七十七条第二項第 十営業日 (略) 二十営業日 変動額推計モデルの承認の基準 これに類する海外の取引をいう。 の四半期の間は、 担保額調整に係る係争により、 (適格金融資産担保付派生商品取引及び 一号二及び第一号の二の規定により算 算出基準日を含む四半期の 同号イからニまでに掲げるい 当該取引については、 前項の規定にかか 以下同じ。 二十営業日 同号の最 期前の四 前 第八十四条 3 2 \ \ 4 (新設) (エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準) (新設) 口 (略) 信用取引その他 のうち担保額調整に服しているもの (略) その他資本市場取引 イ及びロに該当しない適格金融資産担保付取引 (略 略 これに類する海外の取引をいう。 (適格金融資産担保付派生商品取引及び 十営業日 以下同じ。 二十営業日

める保有期間には当該最低保有期間を適用しなければならない。出する最低保有期間を適用する取引については、第三項第二号に定

(保証人及びプロテクション提供者の適格性)

らない。

保証人又はプロテクション提供者は、次に掲げるものでなければないジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、第九十九条 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に保証又はク

(略

会社及び関連会社を含む。) 付与しているもの(被保証債権又は原債権の債務者の親会社、子二 前号に掲げる主体以外の主体であって、適格格付機関が格付を

(免責額の扱い)

第百二条 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に信用リスク削第百二条 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、当該水準に相当する農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、当該水準に相当する農林中央金庫が標準的手法を採用した場合には保証人又はプロテクション提供者が支払を行わないことができるものであるときは、農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に信用リスク削額について第六章の規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用しなければならない。

(保証人及びプロテクション提供者の適格性)

保証人又はプロテクション提供者は、次に掲げるものでなければなレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、第九十九条 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に保証又はク

(略)

らない。

証債権又は原債権の債務者の親会社、子会社及び関連会社を含む以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの(被保以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの(被保前号に掲げる主体以外の主体であって、適格格付機関が4―2

(免責額の扱い)

(階層化された保証又はクレジット・デリバティブ)

第百四条 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合にエクスポージ 常百四条 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合において、 留保した部分について第六章の規定を準用することにより定められ と留保し、かつ、移転されたリスクと留保されたリスクの優先度が 要なるときは、農林中央金庫が標準的手法を採用した場合において、 留保した部分について第六章の規定を準用することにより定められ の場部 と別スク・ウェイトを適用しなければならない。

(適用除外)

- る割合が十パーセントを超える場合場合の第百二十九条第一号及び第二号に掲げる額の合計額に占めアセットの額の合計額が農林中央金庫が内部格付手法を採用した一標準的手法を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リスク・
- 二 標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リス

(階層化された保証又はクレジット・デリバティブ)

(適用除外)

- セントを超える場合場合の信用リスク・アセットの額の合計額に占める割合が十パー場合の信用リスク・アセットの額の合計額に占める割合が十パーアセットの額の合計額が農林中央金庫が内部格付手法を採用した一 標準的手法を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リスク・
- 一 標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リス

占める割合が二パーセントを超える場合した場合の第百二十九条第一号及び第二号に掲げる額の合計額にク・アセットの額の合計額が農林中央金庫が内部格付手法を採用

2 前二条の規定にかかわらず、農林中央金庫が内部格付手法を採用 2 前二条の規定にかかわらず、農林中央金庫が内部格付手法を採用 2 前二条の規定にかかわらず、農林中央金庫が内部格付手法を採用 2 トを乗じて得た額を超えない場合 ジャーにより構成されている場合は、総自己資本の額に五パーセンジャーにより構成されている場合は、総自己資本の額に五パーセンジャーにより構成されている場合は、総自己資本の額に五パーセンドを乗じて得た額を超えない場合に限る。

(スロッティング・クライテリアの利用)

(期待損失額)

られた特定貸付債権並びに第百三十一条の二に規定するダブル・デ及び第六項の規定によりスロッティング・クライテリアに割り当て第百二十七条 事業法人等向けエクスポージャー(第百三十条第四項

パーセントを超える場合した場合の信用リスク・アセットの額の合計額に占める割合が二ク・アセットの額の合計額に占める割合が二ク・アセットの額の合計額が農林中央金庫が内部格付手法を採用

補完的項目の額の合計額の五パーセントを超えない場合に限る。本の信用リスク・アセットの額を算出することができる。ただし、株の信用リスク・アセットの額を算出することができる。ただし、株の信用リスク・アセットの額を算出することができる。ただし、株の信用リスク・アセットの額を算出することができる。ただし、株の信用リスク・アセットの額を算出することができる。ただし、株の信用リスク・アセットの額を算出することができる。ただし、株の信用リスク・アセットの額を算出することができる。ただし、株の信用リスパージャーの直近一年間における平均残した場合は、基本的項目の額と

(スロッティング・クライテリアの利用)

(期待損失額)

特定貸付債権並びに第百三十一条の二に規定するダブル・デフォル及び第五項によりスロッティング・クライテリアに割り当てられた第百二十七条。事業法人等向けエクスポージャー(第百三十条第三項)

に EAD を乗じた額とする。 に EAD を乗じた額とする。 定し、デフォルトした場合は、第百九十三条第六項に定める ELdefault だし、デフォルトした場合は、第百九十三条第九項に定める PD/LGD 案したものを除く。)及び第百四十三条第九項に定める PD/LGD 案したものを除く。)及び第百四十三条第九項に定める PD/LGD がし、デフォルト効果を勘案したものを除く。)、リテール向けエクスポー

第百三十条第四項において、スロッティング・クライテリアに割 2 第百三十条第四項において、スロッティング・クライテリアに割 2

(表略)

・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。 損失額は、当該エクスポージャーの EAD に次の表に掲げるリスクり当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けの期待。 第百三十条第六項において、スロッティング・クライテリアに割

4~6 (略)

(表略

Dを乗じた額とする。 Dを乗じた額とする。

(表略)

・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。 損失額は、当該エクスポージャーの EAD に次の表に掲げるリスクり当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けの期待3 第百三十条第五項において、スロッティング・クライテリアに割

(表略

4~6 (略)

(内部格付手法を採用した場合における信用リスク・アセットの額

号に掲げる PD/LGD 方式の適用対象となる株式等エクスポージー及び証券化エクスポージャース料をいう。)、同時決済取引及び非同時決済取引に係るるリース料をいう。)、同時決済取引及び非同時決済取引に係る。 農林中央金庫が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー 農林中央金庫が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージ

ャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを

第百五十五条の二の規定により算出される信用リ

乗じて得た額、

リスク・アセットの額の合計額に一・○六を乗じて得た額並びに項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用四条第一号の算式における普通出資等Tier1資本に係る調整スク・アセットの額並びに特定項目のうち第二条第一号又は第十

用する部分につき、第二十五条 (第一号に係る部分に限る。) の二 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に標準的手法を適

、セットの額の合計

他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・

(内部格付手法を採用した場合における信用リスク・アセットの額

の合計額)

信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額を第百二十九条 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合における

スク・アセットの額の合計額 農林中央金庫が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、 サテール向けエクスポージャー、 株式等エクスポージャーででにその他資産及びリース料(第百五十一条第一項に規定するリース料をいう。)、同時決済取引及び非同時決済取引に係るるリース料をいう。)、同時決済取引及び非同時決済取引に係るるリース料をいう。)、同時決済取引及び非同時決済取引に係るるリース料をいう。)、同時決済取引及び非同時決済取引に係るるリース料をいう。)、同時決済取引及び非同時決済取引に係るのでに、 サース は、 カース は、 は、 カース は

用する部分につき、第二十五条の規定を準用することにより標準 二 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に標準的手法を適

内部格付手法を採用した場合」と読み替えるものとする。金庫が標準的手法を採用した場合」とあるのは「農林中央金庫が規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク

三 第六章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額

(事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第百三十条

(略)

乗じて得た値を、それぞれ相関係数として用いるものとする。 機関等向けエクスポージャー(中堅中小企業向けエクスポージャー 機関等向けエクスポージャー(中堅中小企業向けエクスポージャー 機関等向けエクスポージャー(中堅中小企業向けエクスポージャー) る相関係数に代えて、これらの規定に定める相関係数に一・二五を 場合は、前二項の規定にかかわらず、第一項第三号又は前項に定め る相関係数に代えて、これらの規定に定める相関係数として用いるものとする。

三条」とあるのは「第百三十条第七項において読み替えて準用するの額の算出において準用する。この場合において、同条中「第百十8)第百十五条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセット

4| 7|

(略)

替えるものとする。あるのは「農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合」と読みあるのは「農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合」と場合において、「農林中央金庫が標準的手法を採用した場合」と的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この

(新設)

第百三十条 (略) (事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額

いることができる。
、前項第三号に定める相関係数に代えて、次に定める相関係数を用けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合は
農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に、中堅中小企業向

(算式略)

(算式略)

(新設)

3 | 6 | (略)

とあるのは「第百三十条第六項により読み替え後の第百十三条」との額の算出において準用する。この場合において、「第百十三条」7 第百十五条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセット

削減される信用リスク・ セットの ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が 第百十三条」と、 読み替えるものとする クション提供者の所要自己資本率を適用したときに信用リスク・ア 最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・ ティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ なりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバ を算出しなければならない。ただし、 信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」」とあるの あるのは アセットの額を控除することができる」とあるのは「控除し、 プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーの 「「控除することができる」」と、 当該クレジット・デリバティブの EAD を限度としてプロテ 額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて 「農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合」と、 「農林中央金庫が標準的手法を採用した場合」と アセットの額を控除することができる」と プロテクションの提供対象と 「信用リスク・アセットの額 かつ

ティブが付された場合の取扱い)(事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバー

保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分に保証クレジット・デリバティブが付されている場合は、被保証債権の被法を採用した場合に、事業法人等向けエクスポージャーに保証又は第百三十一条 前条の規定にかかわらず、農林中央金庫が内部格付手

とする。 リスク・アセットの額を控除することができる」と読み替えるも ジット・デリバティブの EAD を限度としてプロテクション提供 ことができる」」と、 中央金庫が内部格付手法を採用した場合」と、 減効果が最も小さい の所要自己資本率を適用したときに信用リスク・アセットの額の削 ンの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、 控除することができる」とあるのは「控除し、かつ、プロテクショ エクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額 エクスポージャーのうち、 ばならない。ただし、プロテクションの提供対象となりうる複数 セットの額を算出しなければならない」」とあるのは「「控除する したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい 本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用 「農林中央金庫が標準的手法を採用した場合」とあるのは 一のエクスポージャーについて削減される信用 「信用リスク・アセットの額を算出しなけれ 当該クレジット・デリバティブの想定 「「信用リスク・ア 当該クレ

ティブが付された場合の取扱い)(事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバ

法を採用した場合は、第九十九条各号に掲げるもの又は4―2以上人ルジット・デリバティブが付されている場合 (基礎的内部格付手法を採用した場合に、事業法人等向けエクスポージャーに保証又は第百三十一条 前条の規定にかかわらず、農林中央金庫が内部格付手

質り算式、pn をが I Cn を適用することができる。 又はクレジット・デリバティブに対応する信用リスク・アセットの

額の算式、PD 及び LGD を適用することができる。

2~4 (略)

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第百三十一条の二(略)

前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

• (略)

-~ハ (略)

四~九 (略)

GD、第百三十四条に定める EAD 及び第百三十五条に定めるマチュク・アセットの額は、次条に定める PD、第百三十三条に定める L ダブル・デフォルト効果を適用したエクスポージャーの信用リス

ットの額の算式、PD及びLGDを適用することができる。 に保証又はクレジット・デリバティブに対応する信用リスク・アセ権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分の信用リスク区分に対応する PDに相当する PDが割り当てられたの信用リスク区分に対応する PDに相当する PDが割り当てられた

2~4 (略

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。第百三十一条の二 (略)

· 二 (略)

三 保証人又はプロテクション提供者が、第四十条若しくは第四十三 保証人工

四~九 (略)

GD、第百三十四条に定める EAD 及び第百三十五条に定めるマチューク・アセットの額は、次条に定める PD、第百三十三条に定める L ダブル・デフォルト効果を適用したエクスポージャーの信用リスー

四号及び第五号により算出される額とする。 の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要するダ リティ(M)(ただし、保証又はクレジット・デリバティブの M 本率(Ko)は第三号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出 に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資 ブル・デフォルト効果を勘案した所要自己資本率(Koo)は第二号 を用いるものとし、一年を下回ることはできない。)を用いて、次 に要する相関係数(R)及びマチュリティ調整 <u>(b)</u> は、それぞれ第

兀

<u>\</u>
<u>\</u>
<u>\</u>
<u>\</u>

(略)

相関係数(R)は、 第百三十条に定めるところによる。

五. (略)

4

(略)

(マチュリティ)

第百三十五条 (略)

2 7 (略)

第 スクを計測しているときは、 スク測定方式によりCVAリスク相当額を算出する場合において、 年を上限とすることができる。 前各項の規定にかかわらず、 一百四十九条の承認を受けて用いる内部モデルにより格付遷移り 派生商品取引のマチュリティについて 第六章の二第三節に定める先進的リ

> の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要するダ 四号及び第五号により算出される額とする。 本率(K)は第三号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出 に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資 ブル・デフォルト効果を勘案した所要自己資本率(Koo)は第二号 を用いるものとし、一年を下回ることはできない。)を用いて、次 に要する相関係数(R)及びマチュリティ調整 **b** は、それぞれ第

リティ(M)(ただし、保証又はクレジット・デリバティブの M

一~三 (略)

兀 四項に規定するところによる。 相関係数(R)は、 第百三十条第 項第三号 同条第一

一項又は第

五. (略)

4 (略)

(マチュリティ)

第百三十五条 (略)

(新設

(株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第百四十三条 (略)

2~8 (略)

ント、マチュリティは五年とする。 アセットの額を算出する方式をいう。ただし、LGDは九十パーセジャーを事業法人等向けエクスポージャーとみなして信用リスク・9 第一項第二号に掲げる「PD/LGD方式」とは、株式等エクスポー

10 · 11 (略)

(株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの

額

第百四十三条 (略)

2~8 (略)

9 第一項第二号に定める「PD/LGD 方式」とは、株式等エクスポー9 第一項第二号に定める「PD/LGD 方式」とは、株式等エクスポー

10 11 (略)

失額をハパーセントで除して得た額の合計額は、 用リスク・アセットの額及び当該株式等エクスポージャーの期待損 らないものとし、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じ 式については三百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を下回 ポージャーの額に、上場株式については二百パーセント、 た額を上回らないものとする。 エクスポージャーの額を控除することができる。 アセットの セントのリスク・ウェイトを乗じた額となる場合は、 前三項の規定にかかわらず、 額の計 上及び期待損失額相当額の控除に代えて ただし、 個々の株式等エクスポージャー 当該合計額が千二百五十パ 当該株式等エクス 信用リスク 非上場株 0

13 (略)

(購入債権における保証の取扱い)

リスクの双方を全部又は一部保証している場合は、保証人 (農林中)第百五十条 保証人が購入債権に係る希薄化リスク及びデフォルト・

13

(略

(購入債権における保証の取扱い

リスクの双方を全部又は一部保証している場合は、保証人に対する第百五十条 保証人が購入債権に係る希薄化リスク及びデフォルト・

することができる。 信用リスク・アセットを被保証部分に係る信用リスク・アセットと

リスク・ウェイトを被保証部分に係るリスク・ウェイトとする。いずれか一方を全部又は一部保証している場合は、保証人に対する2 保証人が購入債権に係る希薄化リスク又はデフォルト・リスクの

3~6 (略)

(未決済取引)

第百五十四条の二 (略)

の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該非同時決済取引の一 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、反対取引

トとすることができる。 する信用リスク・アセットを被保証部分に係る信用リスク・アセッる PD が割り当てられた内部格付を付与されたものに限る。) に対る PD が割り当てられた内部格付を付与されたものに限る。) に対 映金庫が基礎的内部格付手法を採用した場合、第九十九条各号に掲

2 保証人が購入債権に係る希薄化リスク又はデフォルト・リスクの 保証人が購入債権に係る希薄化リスク又はデフォルト・リスク 保証人が購入債権に係る希薄化リスク又はデフォルト・リスク については、第九十九条各号に掲げるもの又は4―2以上の信用リスク区分に対応する PD に相当する PD が割り当てられた内部格付 スク区分に対応する PD に相当する PD が割り当てられた内部格付 人 (農林中 を付与されたものに限る。) に対するリスク・ウェイトを被保証部 を付与されたものに限る。) に対するリスク・ウェイトを被保証部 を付与されたものに限る。) に対するリスク・ウェイトをする。

3~6 (略)

(未決済取引

第百五十四条の二

(略)

の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該取引の約定額をE一有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、反対取引

トの額とする。 は第百三十八条の規定により算出された額を信用リスク・アセッ約定額を EAD とし、取引の相手方の種類に応じ、第百三十条又

の額とする。 「反対取引の約定決済日の五営業日以後は、当該非同時決済取引 の約定額(当該非同時決済取引の再構築コストが零を上回る場合 には当該約定額及び再構築コストの合計額)に千二百五十パーセ には当該約定額及び再構築コストの合計額)に千二百五十パーセ

。 スポージャーについて次の各号に定める取扱いを行うことができる合において、同号の規定にかかわらず、非同時決済取引に係るエク3 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、前項第一号の場

ーること。 一合において、適格格付機関が付与する格付に対応する PD を用い合において、適格格付機関が付与する格付に対応する PD を用い一 当該非同時決済取引の相手方に内部格付が付与されていない場

ットの額とすること。
に規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセー 当該非同時決済取引の約定額に第三十三条から第四十五条まで

、約定額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信と認められる場合において、当該非同時決済取引の全てについて二 非同時決済取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でない

4 農林中央金庫が先進的内部格付手法を採用した場合は、前項第一

用リスク・アセットの額とすること。

八条の規定により算出された額を信用リスク・アセットの額とすADとし、取引の相手方の種類に応じ、第百三十条又は第百三十

る

構築コストの合計額)を自己資本から控除する。当該取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再一一反対取引の約定決済日の五営業日以降は、当該取引の約定額(

スポージャーについて次の各号に定める取扱いを行うことができる合において、同号の規定にかかわらず、非同時決済取引に係るエク3 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、前項第一号の場

、適格格付機関が付与する格付に対応する PD を用いること。一 当該取引の相手方に内部格付が付与されていない場合におい

すること。 リスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額と二 当該取引の約定額に第三十三条から第四十五条までに規定する

信用リスク・アセットの額とすること。
て、約定額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額をと認められる場合において、当該すべての非同時決済取引につい三 非同時決済取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でない

農林中央金庫が先進的内部格付手法を採用した場合は、前項第一

4

を四十五パーセントとすることができる。かかわらず、当該非同時決済取引に係るエクスポージャーの LGD号の場合において、第百三十三条第一項又は第百四十一条の規定に

5 (略

(その他資産等の取扱い)

第百五十五条

(略)

に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。信用リスク・アセットの額は、各エクスポージャーの額(EAD)2 第百三十条から前条まで及び前項のいずれにも該当しない資産の

(重要な出資のエクスポージャー)

キーの額(EAD)に千二百五十パーセントを乗じた額とする。 っては、第百三十条から前条までの規定にかかわらず、対象出資の っては、第百三十条から前条までの規定にかかわらず、対象出資の

ク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額 (EAD) に千二十の一セントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額を上回る場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五2 前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五2

ーセントとすることができる。 かかわらず、当該取引に係るエクスポージャーの LGD を四十五パ号の場合において、第百三十三条第一項又は第百四十一条の規定に

5 (略)

(その他資産等の取扱い)

第百五十五条 (略)

2

ントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。・アセットの額は、各エクスポージャーの額(EAD)に百パーセ、第百四十四条及び前項のいずれにも該当しない資産の信用リスク、第百三十条、第百三十六条から第百三十八条まで、第百四十三条

(新設)

百五十パーセントを乗じた額とする。

ヤー) (特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージ

第百五十五条の三 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合にあして

第百三十条から前条までの規定にかかわらず、

特定項目の

っては、

i e r 1 資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエうち第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通出資等T

ャーの額(EAD)に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗クスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージ

じた額とする。

(特定貸付債権の取扱い)

第百六十三条

(略)

| 付を第百三十条第四項及び第六項に定める区分に紐付けしなければ| 付を第百三十条第四項及び第六項に定める区分に紐付けしなければ| | 検林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、前項に掲げる格|

ならない。

(格付付与及びプールへの割当てにおける評価対象期間)

第百六十五条

(略)

2

農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、

事業法人等向け

スポージャーのプールへの割当てに当たって、経済状況の悪化又はエクスポージャーに対する債務者格付の付与及びリテール向けエク

(特定貸付債権の取扱い)

第百六十三条

(略)

付を第百三十条第三項及び第五項に定める区分に紐付けしなければ2 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、前項に掲げる格

ならない。

(格付付与及びプールへの割当てにおける評価対象期間

第百六十五条 (略)

スポージャーのプールへの割当てに当たって、経済状況の悪化又はエクスポージャーに対する債務者格付の付与及びリテール向けエク2 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、事業法人等向け

により評価しなければならない。履行する能力及び意思を次の各号に掲げる方法その他の適切な方法予期せぬ事態の発生にもかかわらず、債務者が契約に従って債務を

- - (略)

値変動に対する債務者の耐性を適切に反映させること。 三 債務者の特性に応じ、ストレスがかかった状況における資産価

3~5 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーに対する格付の付与)

第百六十九条 (略)

(内部格付手法を用いるための自己資本比率)

ント以上であることを当該手法の採用及び継続使用の条件とする。条第三号及び第十四条第三号の算式により得られる比率が八パーセ第二百十五条 内部格付手法を用いる農林中央金庫については、第二

により評価しなければならない。履行する能力及び意思を次の各号に掲げる方法その他の適切な方法予期せぬ事態の発生にもかかわらず、債務者が契約に従って債務を

· 二 (略)

(新設

3~5 (略)

〈事業法人等向けエクスポージャーに対する格付の付与)

第百六十九条

(略)

(内部格付手法を用いるための自己資本比率)

ることを当該手法の採用及び継続使用の条件とする。
条及び第十四条の算式により得られる比率が八パーセント以上であ第二百十五条。内部格付手法を用いる農林中央金庫については、第二

クスポージャー) (千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エ

第二百二十四条 次に掲げるものは千二百五十パーセントのリスク・ 第1

、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。ウェイトを適用した額を信用リスク・アセットの額とする。ただし

この章の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイト

が適用される証券化エクスポージャー

二 (略)

(原資産の信用リスク・アセット)

第二百二十五条 (略)

資産に対する信用リスクの削減について準用する。この場合におい 第九十九条第二号中 を構成するエクスポージャーのうち最も残存期間が長いもの」と、 \mathcal{O} いずれかを満たさない場合を除き、 第四章第五節の規定は、 第九十一条第一号中 証券化目的導管体を除く。」と読み替えるものとする。 「関連会社を含む。 「エクスポージャー」とあるのは 前項第六号、 合成型証券化取引における原 」とあるのは 第七号又は次に掲げる条件 「関連会社を 「原資産

(証券化エクスポージャーの控除項目)

取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。二百二十四条 次に掲げるものは控除項目とする。ただし、証券化

自己資本控除とされる証券化エクスポージャー

一 (略)

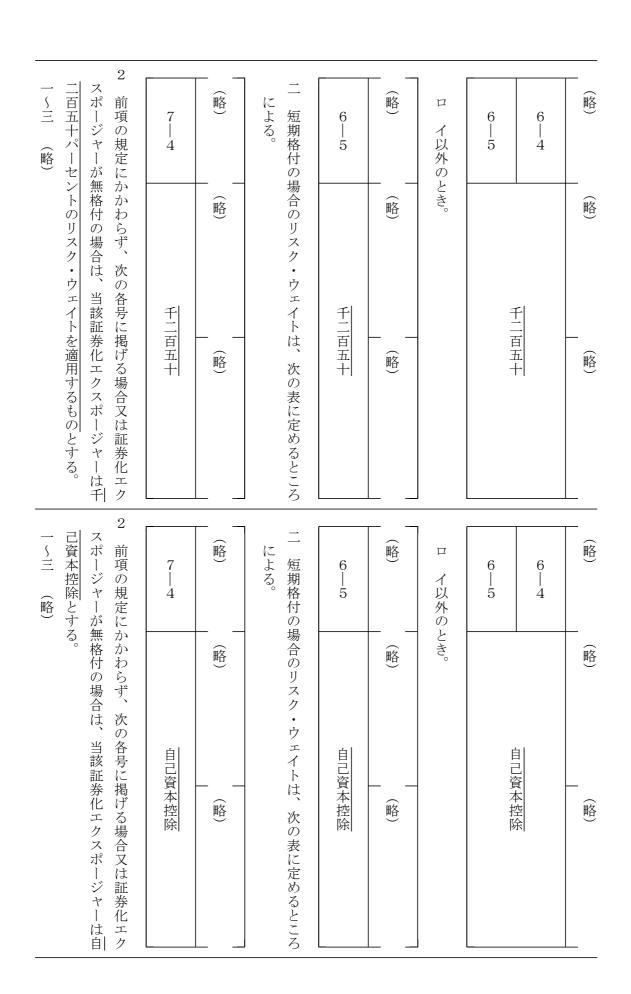
倒引当金の額を差し引くことができる。 場合は、当該項目について自己資本控除とされる額から当該個別貸2 前項各号に掲げる項目について個別貸倒引当金が設けられている

(原資産の信用リスク・アセット)

二百二十五条 (略)

2 証券化目的導管体を除く。」と読み替えるものとする。 九条第二号中 するエクスポージャーのうち最も残存期間が長いもの」と、 九十一条第一号中 対する信用リスクの削減について準用する。この場合において、 れかを満たさない場合を除き、 第四章第五節は、 「関連会社を含む。」とあるのは 「エクスポージャー」とあるのは 前項第六号、 合成型証券化取引における原資産に 第七号又は次に掲げる条件のいず 「関連会社を含み 「原資産を構成 第九十 第

3 三 に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャ ときには、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分 一百二十六条 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合であって アセット) (標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク めるところによる。 の額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する ホ 限するその他の条項を含まないこと。 でに掲げる条項又はこれに類する移転される信用リスクの量を制 (略) 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、 庫による最劣後部分や信用補完の追加的な引受けを定めた条項 原資産の信用リスクの移転に係る契約において次のイからホま (略) (略) オリジネーターのとき。 信用リスク削減手法に係る取引の実行日より後に農林中央金 (略) 次のイ又はロの表に定 第一 3 三 に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャ ときには、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分 一百二十六条 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合であって (標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク アセット) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する めるところによる。 の額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。 ホ 限するその他の条項を含まないこと。 でに掲げる条項又はこれに類する移転される信用リスクの量を制 イ〜ハ (略) 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、 項 庫による最劣後部分や信用補完の追加的な引き受けを定めた条 原資産の信用リスクの移転に係る契約において次のイからホま (略) (略) オリジネーターのとき。 信用リスク削減手法に係る取引の実行日より後に農林中央金 (略) 次のイ又はロの表に定



3~7 (略)

い方を適用することができる。 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合 い方を適用することができる。

(略) 二(略)

9

(標準的手法における信用リスク削減手法の取扱い)

第二百二十八条 (略)

間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている 格付機関が格付を付与しているもの」 いないこと。この場合において、一の信用リスク削減手法が残存期 スク削減手法を適用する場合について準用する。この場合において エクスポ 第四章第五節の規定は、 信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、 第九十一条第一号中 - 3以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しており エクスポージャーの残存期間は、 ージャーの ものとする。 「超えていないこと。」とあるのは 証券化エクスポージャーに対して信用リ Ł とあるのは 第九十九条第一 残存期間が最も長い証券化 「適格格付機関が 一号中 適格格付機 「超えて 適格

3~7 (略)

8 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合 8 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合 8 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合

·二 (略

9 (略)

ĺ

、標準的手法における信用リスク削減手法の取扱い)

第

一百二十八条

(略

2 含む。 こと。この場合において、一の信用リスク削減手法が残存期間 ポージャーのものとする。 十一条第一号中 減手法を適用する場合について準用する。この場合において、 エクスポージャーの残存期間は、 なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合 と読み替えるものとする 第四章第五節は、 とあるのは 「超えていないこと。」とあるのは「超えていな 証券化エクスポージャーに対して信用リスク削 「関連会社を含み、 と 第九十九条第二号中 残存期間が最も長い証券化エクス 証券化目的導管体を除く。 「関連会社を この異

化目的導管体を除く。」と読み替えるものとする。の」と、「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、証券関が4―2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているも

(信用リスク・アセットの計算手法)

第二百三十一条 (略

2 { 4

(略)

スポージャーは、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用スク・アセットを算出することができない場合は、当該証券化エク、外部格付準拠方式、指定関数方式又は内部評価方式により信用リ5 内部格付手法の適用対象である証券化エクスポージャーについて

(外部格付準拠方式)

するものとする。

による。 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところ

(信用リスク・アセットの計算手法)

第二百三十一条 (略)

2~4 (略)

5

スポージャーは、自己資本控除とする。スカ・アセットを算出することができない場合は、当該証券化エクスク・アセットを算出することができない場合は、当該証券化エクスかの部格付手法の適用対象である証券化エクスポージャーについて

(外部格付準拠方式)

による。長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところ

第 3 2 2 • 4 合、 千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。 8 一百三十四条 (略) (注) (略) (指定関数方式) による。 第一項により算出された値が千二百五十パーセント以上である場 当該証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、 12 $\dot{4}$ 一項に掲げるものを除き、 の三において同じ。 ポージャーの実効的な個数をいう。 略 Z とは、 (略) 略 (略) 第二百三十八条第一項又は第三項に定めるエクス 無格付の証券化エクスポージャーは 千二百五十 千二百五十 (略) 略 次号及び第二百七十九条 次の表に定めるところ (略) (略) 3 第 2 2 4 合、 自己資本控除とする。 8 注) (略) 一百三十四条 (略) (指定関数方式) 第一 3 第一項により算出された値が千二百五十パーセント以上である場 による。 当該証券化エクスポージャーは自己資本控除とする。 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、 12 一項に掲げるものを除き、 ポージャーの実効的な個数をいう。 の三において同じ。 略 Z とは、 (略) (略) (略) 第二百三十八条第一項又は第三項に定めるエクス 自己資本控除 自己資本控除 無格付の証券化エクスポージャーは 略) (略) 次号及び第二百七十九条 次の表に定めるところ 略 略

・ウェイトを適用するものとする。

は、

それらの額を減額した額とすることができる。

返金を要しないものに限る。)

がある場合には、

自己資本控除

別貸倒引当金又は裏付資産に係る購入債権のディスカウント部分

前項で自己資本控除とされた証券化エクスポージャーについて個

(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等)

第

一百四十三条

(略)

2 第二百三十四条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に のとする。ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額に次に掲げる掛目をについては、想定元本額のうち未実行部分の額に次に掲げる掛目をについては、想定元本額のうち未実行部分の額に次に掲げる掛目をについては、想定元本額のうち未実行部分の額に次に掲げる掛目をについては、想定元本額のうち未実行部分の額に次に掲げる掛目をでかり手法で適用されるリスク・ウェイトを適用するものとする。ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスポージャーのとする。ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスポージャーのとする。ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスポージャーのとする。ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスポージャーのとする。

(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等)

係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リス2 第二百三十四条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に第二百四十三条 (略)

係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を自己資本控除とする。ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額を自己資本控除とする。ただし、適格流動性補完に係る証額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とすることができる。

(新設

ることができる。

第六章の二

CVAリスク

(標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額) 第二百四十七条の三 標準的リスク測定方式を用いて算出するCVA リスク相当額は、次に掲げる算式により算出した所要自己資本額((標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)	(CVAリスク相当額の算出) (CVAリスク相当額の算出) (CVAリスク相当額の算出) (CVAリスク相当額の算出) (CVAリスク相当額を算出しなければならない。 取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。 別リスクの算出について第二百四十九条の承認を受けており、かつ別リスクの算出について第二百四十九条の承認を受けており、かつ別リスクの算出について第二百四十九条の承認を受けており、かつ別リスクの算出について第二百四十九条の承認を受けている場合には、第五十六条の四第一項(第百三十四条第五項又は第百四十二条第五項において準用する場合を含む。)の承認を受けている場合には、第三節に定める先進的リスク測定方式を用いて、清算機関等以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。	第一節 算出方式
(新設) (新設)	新設	(新設)

hは、保有期間(ただし、hの値は一とする。)

w/は、取引相手方iに係る掛目

M.は、第百三十五条第一項に規定する実効マチュリティであって

取引相手方iに係る派生商品取引に係るものとする。この場合において、同項中「一年に満たない場合は一年とし、五年を超える場合は五年とする。」とあるのは、「一年に満たない場合は一年とする。」と読み替えるものとする。

EAD!"は、取引相手方iに係るネッティング・セットの与信相当額の割引現在価値

 M^{inder} は、CVAリスクの \sim ッジ手段として用いる取引相手方iに 係る取引のマチュリティ

Biは、CVAリスクのヘッジ手段として用いる取引相手方iに係る取引の想定元本額の割引現在価値

Wind は、CVAリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップに係る排目

M_{ind} は、C V A リスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップのマチュリティ

 B_{mm} は、CVAリスクの \sim ッジ手段として用いるインデックス・ク

2 前項のwiは、適格格付機関により付与された取引相手方iに係てジッテ・デフォルア・メワップの強治元本盤の彎引温在値高

に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。以外の主体についても、同項第一号の表を準用するものとする。)以外の主体についても、同項第一号の表を準用するものとする。)

ウェイトw;	信用リスク区分
〇·七	1 1 1
〇 七 〇 八	$\begin{vmatrix} 1 \\ 2 \end{vmatrix}$
- -	1 2 1 3
11.0	1
111 • 0	1
+	1

- 、前項の表の左欄に定めるものとする。 レジット・スプレッドの加重平均に対応する信用リスク区分に応じップを構成する単一の債務者に係るクレジット・デリバティブのクップを構成する単一の債務者に係るクレジット・デフォルト・スワ
- した額とする。 各号に定める取引相手方iに係るネッティング・セットごとに算出各号に定める取引相手方iに係るネッティング・セットごとに算出る場合の区分に応じ、当該
- | 標準方式を用いる場合 第五十六条の三に規定する与信相当額法を適用した後のエクスポージャーの額の割引現在価値第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手第三款に規定する包括的手法を使用する場合 第四章第五節
- 項に規定する与信相当額三.期待エクスポージャー方式を用いる場合.第五十六条の四第二

の割引現在価値

5

$5 \times M_x))/(0.05 \times M_x)$

M_x lt, 対応するMi、Mindse 又はMind

6 に掲げる取引であってCVAリスクのヘッジを目的とするものに限 単一の債務者を参照するコンティンジェント・クレジット・デ 単一の債務者を参照するクレジット・デフォルト・スワップ CVAリスクに対するヘッジ効果を反映させることができる。 項の規定によりCVAリスク相当額を算出する場合には、 次

三 フォルト・スワップ 前二号に掲げるものと同等であると認められるヘッジ手段に係

四 る取引

インデックス・クレジット・デフォルト・スワップ

第三節 先進的リスク測定方式

一百四十七条の四 (先進的リスク測定方式によるCVAリスク相当額) 先進的リスク測定方式を用いて算出するCVA

リスク相当額は、 とする。 に基づき算出した次に掲げる額の合計額に十二・五を乗じて得た額 第 一百四十九条の承認を受けて用いる内部モデル

るCVAのバリュー・アット・リスクをいう。 スプレッドをマーケット・リスク・ファクターとした場合におけ 算出基準日のCVAバリュー アット・ リスク 以下この節におい (クレジット・

て同じ。

)に三を乗じて得た額

(新設)

(新設)

乗じて得た額 ・アット・リスクをいう。以下この節において同じ。)に三を場合におけるストレス期間の市場データに基づくCVAのバリュ場合におけるストレス期間の市場データに基づくCVAのバリュー・アット・リスク(ク

らない。 スポージャーの算出に用いた現在の市場データを使用しなければな スポージャーの算出に用いた現在の市場データを使用しなければな

4 CVAバリュー・アット・リスク及びCVAストレス・バリューーー年間をストレス期間として使用しなければならない。 、期待エクスポージャーの算出に用いたストレス期間のうち適切な、別待エクスポージャーの算出に用いたストレス期間のうち適切ない。

分に応じ、当該各号に定める方法を用いなければならない。・アット・リスクを算出する場合には、次の各号に掲げる場合の区でVAバリュー・アット・リスク及びCVAストレス・バリュー

びCVAストレス・バリュー・アット・リスクを算出する方法式により得られる値を用いてCVAバリュー・アット・リスク及相当額を算出する内部モデルを使用している場合 次に掲げる算ポジションの時価を再計算することによりマーケット・リスク

【算式②を挿入】

 LGD_{MCT} は、取引相手方に係る債券等の市場におけるスプレッド に基づく当該取引相手方のLGD(以下この節において同じ。

tは、現時点からEEをi回目に再評価するまでの期間(以下こ

の節において同じ。)

- rは、取引相手方とのネッティング・セットにおける最長の契約 満期(以下この節において同じ。)
- s. は、期間 t. に対応する取引相手方のクレジット・スプレッド (以下この節において同じ。)
- D,は、期間 t に対応するディスカウント・ファクター (期間 t が 経過する時点における価値を一とした場合の割引現在価値であってリスクフリー・レートを用いて算出したものをいう。ただし、D₀の値は一とする。以下この節において同じ。)

EE.は、期間 t における取引相手方に対する期待エクスポージャー (以下この節において同じ。)

| 特定の期間帯におけるクレジット・スプレッドの変動に対する | なびCVAストレス・バリュー・アット・リスクを算出する内部モデルを使用している場合 | 次に掲げる算式により得られるスプレッドの変動に対する感応度を用いてCVAバリュー・アット・リスク

| ファイン | ファイン

【算式④を挿入】

5 最も長いマチュリティの二分の 規定する方法を使用する場合には、 第五項又は第百四十二条第五項において準用する場合を含む。)に ならない。 目額により加重平均したマチュリティのいずれか大きい期間を tr ,グ・セットに含まれる全ての派生商品取引に係る想定元本額の名 前項の規定にかかわらず、 当該ネッティング・セットの無効EPEをEEとしなければ 第五十六条の四第六項 一に相当する期間又は当該ネッティ ネッティング・セットにおける (第百三十四条

引であってCVAリスクのヘッジを目的とするものに限り、 スクに対するヘッジ効果を反映させることができる。 アット・リスクを算出する場合には、 CVAバリュー・アット・リスク及びCVAストレス・バリュー 前条第六項各号に掲げる取 C V

7 当たって、 の債務者に係るクレジット・ スワップによるCVAリスクに対するヘッジ効果を反映させるとき 定元本額の五十パーセントを上限としている場合は、 反映させなければならない。 前項の場合において、 当該インデックス・クレジット・デフォルト・スワップと単 インデックス・クレジット・デフォルト・スワップの想 インデックス・クレジット・デフォルト・ スプレッドの間のべ ただし、 CVAリスク相当額の算出に ーシス・ この限りでな リスクを

(適用除外)

合には、当該取引相手方に係る派生商品取引に係るCVAリスク相参等の個別リスクを内部モデル方式を用いて適切に計測できない場

ができる。当額を、前節に定める標準的リスク測定方式を用いて算出すること

(一般市場リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

準的リスク測定方式を用いて算出することができる。

2 (略)

第

一百五十一条

(略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一~九 (略)

- 第二条第三号及び第十四条第三号の算式により得られる比率が

八パーセント以上であること。

(外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額の

算出方法)

ションの額の算出方法は、次の各号に定めるところによる。第二百六十九条。外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジ

(一般市場リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準

2 (略)

第

一百五十一条

(略)

3 第一項の「定量的基準」とは、

次に掲げるものをいう。

一〜九 (略)

十 第二条及び第十四条の算式により得られる比率が八パーセント

以上であること。

(外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額の

算出方法)

ションの額の算出方法は、次の各号に定めるところによる。 第二百六十九条 外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジ

できるものとする。 通貨ごとに、次のイからホまでに掲げる項目(リスク管理上必要がないと認められる場合にあっては、二に掲げる項目を除くことができる。)を合計する。ただし、金のポジションについてはとができる。)を合計する。ただし、金のポジションについてはとができるものと食出するものとし、連結子法人等及び主たる事務所以外の事務所については、内部管理上保有することができる事務所以外の事務所については、内部管理上保有することができるものとする。

イ〜ホ (略)

二 (略)

する。
一次のイ及び口を合計し、全体のネット・ポジションの額を算出

額又はショート・ポジションの額の合計額のいずれか大きい額4 前号で得られた全ての通貨のロング・ポジションの額の合計

(略

口

の個別リスク) (標準的手法を採用している場合における証券化エクスポージャー

に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを個別リスクの額を算出するときには、適格格付機関の付与する格付準的手法を採用している場合であって、証券化エクスポージャーの第二百七十九条の二 前三節の規定にかかわらず、農林中央金庫が標

象としないことができる。 ・関質ごとに、次のイからホまでの項目を合計する。ただし、金 がジションについては、標準的な測定単位(オンス)で表示し ボジションの額とみなすことができる外国為替持高の限度額をネット・ ポジションの額とみなすことができる。ただし、二については、内 リスク管理上必要がないと認められる場合においては、合計の対 りスク管理上必要がないと認められる場合においては、合計の対 象としないことができる。

イ〜ホ (略)

一 (略)

する。
一次のイ及び口を合計し、全体のネット・ポジションの額を算出

計額又はショート・ポジションの額の合計額のいずれか大きいイ 前号で得られたすべての通貨のロング・ポジションの額の合

彮

口 (略)

個別リスクの額を算出するときには、適格格付機関の付与する格付準的手法を採用している場合であって、証券化エクスポージャーのの個別リスク) 前三節の規定にかかわらず、農林中央金庫が標の個別リスク)

に対応する信用リスク区分に応じ、

次に定めるリスク・ウェイトを

乗じて得た額を個別リスクの額とする。 スポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に 第二百五十九条又は第二百六十条に定める要領に基づき証券化エク

長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところ

(略) による。 略 略

6 5 百

による。 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、 次の表に定めるところ

(略) 7 4 略 百 略

(内部格付手法を採用している場合における証券化エクスポージャ

(個別リスク)

第二百七十九条の三 の個別リスクの額を算出するときには、 部格付手法を採用している場合であって、 前三節の規定にかかわらず、 適格格付機関の付与する格 証券化エクスポージャー 農林中央金庫が内

> 乗じて得た額を個別リスクの額とする。 スポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に 第二百五十九条又は第二百六十条に定める要領に基づき証券化エク (略) による。 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、 (略) 略 次の表に定めるところ

6 5 自己資本控除

による。 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、 次の表に定めるところ

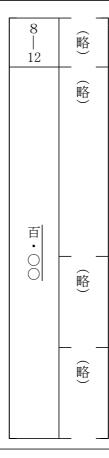
(略) 7 $\dot{4}$ (略) 自己資本控除 略

(内部格付手法を採用している場合における証券化エクスポージャ

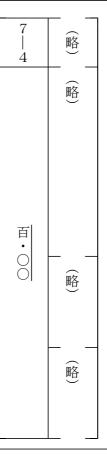
の個別リスク)

第 の個別リスクの額を算出するときには、 部格付手法を採用している場合であって、 一百七十九条の三 前三節の規定にかかわらず、農林中央金庫が内 適格格付機関の付与する格 証券化エクスポージャー

に乗じて得た額を個別リスクの額とする。
クスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額を第二百五十九条又は第二百六十条に定める要領に基づき証券化工付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイト



による。 ニュー 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところ

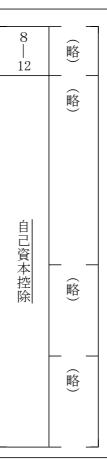


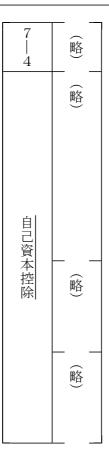
(無格付の証券化エクスポージャーの個別リスク等)

の額の計算について準用する。この場合において、第二百二十六条百五十八条第二項の規定は、証券化エクスポージャーの個別リスク第二百七十九条の四 第二百二十六条第二項から第六項まで及び第二

に乗じて得た額を個別リスクの額とする。クスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額を第二百五十九条又は第二百六十条に定める要領に基づき証券化エ付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイト

による。
長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところ





(無格付の証券化エクスポージャーの個別リスク等)

の額の計算について準用する。この場合において、第二百二十六条百五十八条第二項の規定は、証券化エクスポージャーの個別リスク第二百七十九条の四 第二百二十六条第二項から第六項まで及び第二

項中 7 ものとする。 スク・アセットの いて読み替えて準用する第二項第1 の四第一項において読み替えて準用する前項第一号」と、 第二項中 「第二項第二号」とあるのは 同条第三項中 前 項」 子 とあるのは 額」とあるのは 百五十 「前項第 パーセント」 「第二百七十九条の二及び第二百七十 号」とあるのは「第二百七十九条 「第二百七十九条の四第 「個別リスクの額」 一号」と、 とあるのは 同条第六項中 と読み替える 一百パー 同条第四 一項にお 「信用リ セン

2 (略)

3 リスクに係る標準的手法のリスク・ウェイトの加重平均値に八パー ことができる。 た値をマーケット・リスクに係るリスク・ウェイトとして適用する 額 階層より劣後する階層に含まれる全ての証券化エクスポージャーの る証券化取引に関する全ての証券化エクスポージャーの額の合計 付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用される信用 百六十条に定める要領に基づいて相殺した後の無格付の証券化エク 項 は、 ント及び集中レシオ の合計額で除した値をいう。 の規定にかかわらず、 当該無格付の証券化エクスポージャー 当該無格付の証券化エクスポージャーが含まれる階層及び当該 ージャーについて、当該無格付の証券化エクスポージャー 項において読み替えて準用する第二百二十六条第二項及び前 ただし、当該集中レシオが十二・五以上である場合 (当該無格付の証券化エクスポージャーに係 農林中央金庫は、 以下この項において同じ。)を乗じ は 第二百五十九条又は第二 百パーセントのリス -の 裏 額

> 替えるものとする。 項において読み替えて準用する第一 十九条の四第一項において読み替えて準用する前項第一号」と、 九条の三」と、 信用リスク・アセットの 条第四項中 第二項中 「前項」とあるのは 第 同条第三項中 一項第二号」とあるのは 額 とあるのは 「前項第一 「第二百七十九条の二及び第二百七十 一項第二号」と、 号」とあるのは 「第二百七十九条の四第 「個別リスクの額」と読 同条第六項中 第 一百 同

(略)

2

3 は、 ことができる。 た値をマーケット・リスクに係るリスク・ウェイトとして適用する 額の合計額で除した値をいう。 階層より劣後する階層に含まれる全ての証券化エクスポージャーの を、 リスクに係る標準的手法のリスク・ウェイトの加重平均値に八パ 項の規定にかかわらず、 る証券化取引に関する全ての証券化エクスポージャーの額の合計 セント及び集中レシオ 付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用される信 スポージャーについて、 百六十条に定める要領に基づいて相殺した後の無格付の証券化エク 当該無格付の証券化エクスポージャー 当該無格付の証券化エクスポージャーが含まれる階層及び当 一項において読み替えて準用する第二百二十六条第二項及び ただし、当該集中レシオが十二・五以上である場合 (当該無格付の証券化エクスポージャーに係 当該無格付の証券化エクスポージャー 農林中央金庫は、 以下この 項において同じ。)を乗じ 第二百五十九条又は第一 は、 自己資本控除とする 0 前

3 前項第四号に掲げる先進的計測手法実施計画には、次に掲げる事	3 前項第四号に掲げる先進的計測手法実施計画には、次に掲げる事
2 (略)	2 (略)
第二百九十条 (略)	第二百九十条 (略)
(承認申請書の提出)	(承認申請書の提出)
	と読み替えるものとする。
	、同条中「千二百五十パーセント」とあるのは、「百パーセント」
	条(第一項第一号を除く。)の規定を準用する。この場合において
(新設)	3 信用補完機能を持つ I/O ストリップスについては、第二百二十四
	替えるものとする。
	中「千二百五十パーセント」とあるのは、「百パーセント」と読み
規定を準用する。	一項第二号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条
れる場合については、第二百二十四条(第一項第二号を除く。)の	スク・ウェイトが適用される場合については、第二百二十四条(第
2 この節の規定により証券化エクスポージャーが自己資本控除とさ	2 この節の規定により証券化エクスポージャーに百パーセントのリ
	ない。
一の一般市場リスクは算出することを要しない。	該証券化エクスポージャーの一般市場リスクは算出することを要し
自己資本控除とされる場合については、当該証券化エクスポージャ	百パーセントのリスク・ウェイトが適用される場合については、当
第二百七十九条の五 この節の規定により証券化エクスポージャーが	第二百七十九条の五 この節の規定により証券化エクスポージャーに
(自己資本控除とされた証券化エクスポージャーの取扱い)	ージャーの取扱い)
	(百パーセントのリスク・ウェイトの適用とされた証券化エクスポ
4 (略)	4 (略)
0	ク・ウェイトを適用するものとする。

項を記載しなければならない。

先進的計測手法を用いる範囲及び使用を開始する日

び連結の範囲に含まれる法人等をいう。 ナル・リスク相当額を算出する範囲に含まれる農林中央金庫及 先進的計測手法を用いない業務区分又は法人単位(オペレーシ 以下この章において同じ

(承認の基準

第 容に適合する見込みがあるかどうかを審査しなければならない。 三項第十号を除く。)に適合し、 一百九十二条 項の承認をしようとするときは、 農林水産大臣及び金融庁長官は、 かつ、 定性的基準及び定量的基準 同号及び第五項に掲げる内 第二百八十九条第 (第 第

2 略

3

第一項の「定量的基準」とは、 次に掲げるものをいう。

(略)

五. 内部損失データの収集について、 次に掲げる基準が満たされて

(略)

いること。

口 定の閾値以上のオペレー 内部損失データには、 農林中央金庫の全ての業務における ショナル・リスク損失のデータが全て

(略)

含まれていること。

項を記載しなければならない。

先進的計測手法を用いる範囲及び使用を開始する日

び連結の範囲に含まれる法人等 ョナル・リスク相当額を算出する範囲に含まれる農林中央金庫及 (第九条第 一項第 一号に規定する

先進的計測手法を用いない業務区分又は法人単位(オペレーシ

「法人等」をいう。)をいう。

以下この章において同じ。

(承認の基準)

ない。 掲げる内容に適合する見込みがあるかどうかを審査しなければなら 三項第十号を除く。)に適合し、 一百九十二条 項の承認をしようとするときは、 農林水産大臣及び金融庁長官は、 かつ、 定性的基準及び定量的基準 第三項第十号及び第五項に 第二百八十九条第

2 略)

3 第一項の「定量的基準」とは、 次に掲げるものをいう。

一 〈 匹 (略)

Ŧī. いること。 内部損失データの収集について、 次に掲げる基準が満たされ

(略

口 べて含まれていること。 定の閾値以上のオペレ 内部損失データには、 農林中央金庫のすべての業務における ーショナル・リスク損失のデータがす

(略

構成したものをいう。)において全て特定されていること。リスク損失に関する情報を検索できるように体系的にペレーショナル・リスク情報の集合物であって、特定のオペレーシッカル・リスク・データベース(オペレーショナル・リスクに該当するとともにオペレーショナル・リスクに

卜 (略)

六~九 (略)

八パーセント以上であること。十一第二条第三号及び第十四条第三号の算式により得られる比率が

4 • 5 (略)

附則

(株式等エクスポージャーに関する経過措置)

の各号のいずれかに該当するものについては、当該エクスポージャーでを行ったエクスポージャーを含む。)のうち、基準日において次定を行ったエクスポージャーを含む。)のうち、基準日において次定を行ったエクスポージャーを含む。)のうち、基準日において次定を行ったエクスポージャーを含む。)のうち、基準日に取得する約定を行ったエクスポージャーを含む。)のうち、基準日」と本が、一般などのでは、当該エクスポージャーの各号のいずれかに該当するものについては、当該エクスポージャーを含む。)のうち、基準日において次に表示の各号のいずれかに該当するものについては、当該エクスポージャーを表示という。)のうち、基準日において次に表示している。

- (略)

六~九 (略)

以上であること。
十 第二条及び第十四条の算式により得られる比率が八パーセント

4 • 5

(略

附則

の各号のいずれかに該当するものについては、当該エクスポージャ第十三条 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に選択する日(以下「基準日」とにないう。)において保有するエクスポージャー(基準日に取得する約定を行ったエクスポージャーを含む。)のうち、基準日に取得する約定を行ったエクスポージャーを含む。)のうち、基準日に取得する約定を行ったエクスポージャーを含む。)のうち、基準日において次定を行ったエクスポージャーを含む。)のうち、基準日において次定を行ったエクスポージャーを含む。)のうち、基準日において次に表する場所である。)のうち、基準日において次に表する場所である。)のうち、基準日において次に表する場所である。)のうち、基準日において次に表する。)のうち、基準日において次に表する。)のうち、基準日において次に表する。)のうち、基準日において次に表する。)のうち、基準日において次に表する。)のうち、基準日において次に表する。)のうち、基準日において次に表する。)のうち、基準日において次に表する。)のうち、基準日において次に表する。)のうち、基準日において次に表する。)のうち、基準日において次に表する。)のうち、基準日において次に表する。)のうち、基準日において次に表する。

乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができる。 、当該エクスポージャーの額に百パーセントのリスク・ウェイトを一の保有を継続している場合に限り、平成二十六年六月三十日まで

に該当する場合を除く。) 新告示第一条第八号イに掲げる性質を満たすエクスポージャー 新告示第一条第八号イに掲げる性質を満たすエクスポージャー 新告示第一条第八号イに掲げる性質を満たすエクスポージャー

場合を除く。

一 信託受益権又は投資のために設立された法人その他これに類するものとして扱うことができる。 という。)に沿って運用される場合には、特定することができ数をいう。)に沿って運用される場合。ただし、当該保有資産が定款上又は契約上であらかじめ定められた主要な株価指数(産が定款上又は契約上であらかじめ定められた主要な株価指数(産が定款上又は契約上であらかじめ定められた主要な株価指数(産が定款上又は契約上であらかじめ定められた主要な株価指数(産が定款上又は契約上であらかじめ定められた主要な株価指数(産が定款上で、当該信託に属する全ての財産又は数をいう。)に沿って運用される場合には、特定することができる。

である場合(新告示第八条第一項及び第二十条第一項に該当する一 新告示第一条第八号イに掲げる性質を満たすエクスポージャー乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができる。、当該エクスポージャーの額に百パーセントのリスク・ウェイトをーの保有を継続している場合に限り、平成二十六年六月三十日まで

一信託受益権又は投資のために設立された法人その他これに類するものに対する持分であって、当該信託に属するすべての財産又ものの銘柄及び額を特定することができる場合。ただし、当該保ものの銘柄及び額を特定することができる場合。ただし、当該保有資産が定款上又は契約上であらかじめ定められた主要な株価指有資産が定款上又は契約上であらかじめ定められた主要な株価指有資産が定款上又は契約上であらかじめ定められた主要な株価指着省数をいう。)に沿って運用される場合には、特定することができるものとして扱うことができる。

2~4 (略)

2 \ 4

(略

附 則

(適用時 期

第 条 この告示は、 平成二十五年三月三十一日から適用する。

(自己資本比率に係る経過措置

がその経営の健全性を判断するための基準(以下「新告示」という。)第二条第一号及び第二号並びに第十四条第一号及び第二号の規定の適用 ついては、 この告示の適用の日 次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、 (以 下 「適用日」という。)から起算して二年を経過する日までの間におけるこの告示による改正後の農林中央金庫 それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

年を経過する日までの期間 六 四・五		の期間 の期間 一年を経過する日まで 一	
六	四・五	六	四 · 五
五.五五	四	四、五	五五

(資本調達手段に係る経過措置

段に該当しないもの 起算して九年を経過する日までの間は、 金利等が上乗せされたものを除く。 七条第三項の優先出資証券又は非累積的永久優先出資であって新告示第六条第四項又は第十八条第四項に規定するその他Tier1資本調達手 アップ金利等をいう。以下この条において同じ。 この告示による改正前の農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準 (平成二十二年九月十二日前に発行されたものに限り、 以下この項及び第三項において 次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、)を上乗せする特約が付されたものであって適用日以前に当該特約によりステップ・アップ 「適格旧Tier1資本調達手段」という。) ステップ・アップ金利等 適格旧Tier1資本調達手段に係る基準額 (以下「旧告示」という。) 第五条第三項若しくは第十 (旧告示第五条第二項に規定するステップ の額については、 (適用日におけ 適用日から

四条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができる。 る適格旧Tier1資本調達手段の額をいう。) に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、 新告示第二条第二号又は第十

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	九十パーセント
平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	八十パーセント
平成二十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	七十パーセント
平成二十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	六十パーセント
平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	五十パーセント
平成三十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	四十パーセント
平成三十一年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	三十パーセント
平成三十二年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	二十パーセント
平成三十三年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	十パーセント

2 第十九条第四項に規定するTier2資本調達手段に該当しない資本調達手段(平成二十二年九月十二日前に発行されたものに限り、ステップ 旧告示第六条第一項第四号から第六号まで若しくは第十八条第一項第四号から第六号までに掲げるものであって新告示第七条第四項若しくは

じて得た額を超えない部分の額を、 とする。 該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額 対照表計上額又は貸借対照表計上額に、 月十二日から適用日の前日までの間に発行されたものに限る。)(以下この条において「適格旧Tier2資本調達手段」と総称する。 たす資本調達手段であって新告示第七条第四項若しくは第十九条第四項に規定するTier2資本調達手段に該当しないもの 又は新告示第七条第四項各号 ・アップ金利等を上乗せする特約が付されたものであって適用日以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。 (適格旧Tier2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、 適格旧Tier2資本調達手段に係る基準額 以下この条において同じ。)については、 (第十号を除く。)に掲げる要件若しくは新告示第十九条第四項各号 新告示第二条第三号又は第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入すること 算出基準日(新告示第四条第一号イに規定する算出基準日をいう。 (適用日における適格旧Tier2資本調達手段の額をいう。) に同表の下欄に掲げる率を乗 適用日から起算して九年を経過する日までの間は、 かつ、 当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、 (第十号を除く。) に掲げる要件の全てを満 前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応 次条第二項において同じ。 (平成二十二年九)から当 連結貸借

1資本調達手段の額及び当該適格旧Tier2資本調達手段の額は、 r 1 資本に係る基礎項目の額又は新告示第二条第三号若しくは第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入しては 付されている場合において、 前二項の規定にかかわらず、 当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたときは、その上乗せされた日以後、 適格旧Tier1資本調達手段又は適格旧Tier2資本調達手段にステップ・アップ金利等を上乗せする特約 新告示第二条第二号若しくは第十四条第二 一号の算式におけるその他 当該適格旧Ti е

3

(公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置

第四条 基本的項目に該当するものの額については、 出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができる。 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段であって旧告示第二条又は第十四条の算式における 平成三十年三月三十一日までの間は、 新告示第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通

文は貸借対照表計上額に、 項目に該当するものの額 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段であって旧告示第1 算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限まで (償還期限の定めがあり、 かつ、 当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、 一条又は第十四条の算式における補完 連結貸借対照表計上

2

の期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。)については、 一号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。 平成三十年三月三十一日までの間は、 新告示第二条第三号又は第十四条

(その他の包括利益累計額及び評価・換算差額等に係る経過措置)

第五条 額を、 は、 適用日から起算して五年を経過する日までの間は、 新告示第五条第一項第二号のその他の包括利益累計額及び新告示第十七条第一項第二号の評価・換算差額等に該当するものの額について 新告示第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入するものとする。 次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、 当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た

八十パーセント	平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間
六十パーセント	平成二十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間
四十パーセント	平成二十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間
11+パーセント	平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間
零パーセント	適用日から起算して一年を経過する日までの期間

目の額に算入するものとし、 算式における補完的項目に該当する部分の額については、 部分以外の部分の額については、 規定により新告示第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入された額に対応する 新告示第五条第一項第二号のその他の包括利益累計額及び新告示第十七条第一項第二号の評価・ 一条第二号又は第十四条第二号の算式におけるその他Tierl資本に係る基礎項目の額に算入するものとし、 旧告示第二条又は第十四条の算式における基本的項目及び補完的項目に該当しない部分の額については、 当該額のうち、 旧告示第二条又は第十四条の算式における基本的項目に該当する部分の額については、 新告示第二条第三号又は第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項 換算差額等に該当するものの額のうち、 旧告示第二条又は第十四条の なお従前 新告示 前

2

の例による。

(少数株主持分等に係る経過措置)

普通出資等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額、 等相当総自己資本に係る基礎項目の額をいう。)のうち、新告示第八条第一項から第三項までの規定により新告示第五条第一項第三号に掲げる については、 ことができ、 調達手段をいう。)に対応する部分の額については、新告示第二条第二 る基礎項目の額に算入することができ、 五条第三項に規定する普通出資をいう。)に対応する部分の額については、 分等の額及び新告示第七条第一項第四号に掲げるTier2資本に係る調整後少数株主持分等の額に算入されなかった額に対応する部分の額に て得た額のうち、 ついては、 連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額 適用日から起算して五年を経過する日までの間は、 新告示第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。 連結子法人等のTier2資本調達手段 連結子法人等 (新告示第一条第五十二号に規定する連結子法人等をいう。 連結子法人等のその他Tier1資本調達手段 (新告示第七条第四項に規定するTier2資本調達手段をいう。)に対応する部分の額 新告示第六条第一項第四号に掲げるその他Tier1資本に係る調整後少数株主持 次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、 一号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入する (新告示第八条第一項第三号に規定する連結子法人等の少数株主持分 新告示第二条第一号の算式における普通出資等Tier1資本に係 (新告示第六条第四項に規定するその他Tier1資本 以下この条において同じ。 当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じ)の普通出資 (新告示第

平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間 二十パーセント	平成二十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間 四十パーセント	平成二十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間 六十パーセント	平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間 八十パーセント	適用日から起算して一年を経過する日までの期間
一十パーセント	四十パーセント	ハ十パーセント	八十パーセント	百パーセント

(調整項目に係る経過措置

資本に係る調整項目の額にそれぞれ算入することができる。 条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る調整項目の額又は新告示第二条第三号若しくは第十四条第三号の算式におけるTier2 告示第二条第一号若しくは第十四条第一号の算式における普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額、 を経過する日までの間は、 第二項第一号から第六号まで、 新告示第五条第二項第 附則第五条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、 一号から第六号まで、 第十八条第二項第一号から第四号まで及び第十九条第二項各号に掲げる額については、 第六条第二項第一号から第四号まで及び第七条第二項各号に掲げる額並びに新告示第十七条 新告示第二条第二号若しくは第十四 適用日から起算して五年

式におけるその他Tier1資本に係る調整項目の額又は新告示第二条第三号若しくは第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る調 項目及び控除項目に該当しない部分の額については、 第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額に算入するものとし、 該当する部分の額については、 整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、 項第一号から第六号まで、 号若しくは第十四条第一号の算式における普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額、 新告示第五条第二項第一号から第六号まで、 旧告示第二条又は第十四条の算式における補完的項目又は控除項目に該当する部分の額については、 第十八条第二項第一号から第四号まで及び第十九条第二項各号に掲げる額のうち、 新告示第二条第二号又は第十四条第二号の算式におけるその他Tierl資本に係る調整項目の額に算入するも 第六条第二項第一号から第四号まで及び第七条第二項各号に掲げる額並びに新告示第十七条第二 なお従前の例による。 当該額のうち、旧告示第二条又は第十四条の算式における基本的項目に 旧告示第二条又は第十四条の算式における基本的項目 新告示第二条第二号若しくは第十四条第一 前項の規定により新告示第一 新告示第二条第三号又は第十四条

(特定項目に係る十五パーセント基準超過額に係る経過措置)

第八条 パーセントで除して得た額」とあるのは、 これらの規定中 適用日から起算して五年を経過する日までの間における新告示第八条第十項第一号及び第二十条第七項第一号の規定の適用については、 「同条第 二項第 号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パ 「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た ーセントを乗じ、 これを八十五

額」とする。

算式①】

所要自己資本額 $(K) = 2.33 \times h^{0.5} \times ((\sum_{i} 0.5 \times_{W_i} \times (M_i \times EAD_i^{total} - M_i^{totage} \times B_i) - \sum_{ind} w_{ind} \times M_{ind} \times B_{ind})^2 + \sum_{i} 0.75 \times w_i^2 \times (M_i \times EAD_i^{total} - M_i^{totage} \times B_i) - \sum_{ind} w_{ind} \times M_{ind} \times B_{ind})^2 + \sum_{i} 0.75 \times w_i^2 \times (M_i \times EAD_i^{total} - M_i^{totage} \times B_i) - \sum_{ind} w_{ind} \times M_{ind} \times B_{ind})^2 + \sum_{i} 0.75 \times w_i^2 \times (M_i \times EAD_i^{total} - M_i^{totage} \times B_i) - \sum_{ind} w_{ind} \times M_{ind} \times B_{ind})^2 + \sum_{i} 0.75 \times w_i^2 \times (M_i \times EAD_i^{total} - M_i^{totage} \times B_i) - \sum_{i} w_{ind} \times M_{ind} \times B_{ind}$ $EAD_i^{total} - M_i^{hedge} \times B_i)^2)^{0.5}$

(算式②)

$$CVA = (LGD_{MKT}) \times \sum_{i=1}^{T} Max(0, EXP(-\frac{s_{i-1} \times t_{i-1}}{LGD_{MKT}}) - EXP(-\frac{s_{i} \times t_{i}}{LGD_{MKT}})) \times (\frac{EE_{i-1} \times D_{i-1} + EE_{i} \times D_{i}}{2})$$

(算式③)

Regulatory
$$CS01_i = 0.0001 \times t_i \times EXP$$
 $\left(-\frac{S_i \times t_i}{LGD_{MKT}}\right) \times \left(\frac{EE_{i-1} \times D_{i-1} - EE_{i+1} \times D_{i+1}}{2}\right)$ $\left(i < T \circlearrowleft \geq \frac{8}{2}\right)$

Regulatory $CS01_T = 0.0001 \times t_T \times EXP \left(-\frac{s_T \times t_T}{LGD_{MKT}}\right) \times \left(-\frac{s_T \times t_T}{LGD_{MKT}}\right)$ $EE_{r,i} \times D_{r,i} + EE_{r} \times D_{r}$ $(i = T \cap と き)$

【算式④】
$$LGD_{MKT}$$

$$2$$

$$EE_{i-1} \times D_{i-1} + EE_{i} \times D_{i}$$

$$EE_{i-1} \times D_{i-1} + EE_{i} \times D_{i}$$

$$EE_{i-1} \times D_{i-1} + EE_{i} \times D_{i}$$